

平成24年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成24年9月6日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦敏和議員 (1) 環境について
(2) こども発達センターについて
2. 小野田由紀子議員 (1) いじめ対策の強化について
(2) 医療費適正化事業について
3. 幸前信雄議員 (1) 学校評価事業について
(2) 保育園における待機児童について
4. 内藤とし子議員 (1) 教育行政について
(2) 保育行政について
5. 鈴木勝彦議員 (1) 学校環境について
(2) 地域環境について
6. 鷺見宗重議員 (1) 高齢者福祉について
(2) 地域医療について

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

1番 磯田義弘

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩						
副市	長	杉浦幸七						
教	育	長	岸上善徳					
企	画	部	長	加藤元久				
人事	グループ	リーダー	野口恒夫					
地域	政策	グループ	リーダー	岡島正明				
経営	戦略	グループ	リーダー	山本時雄				
総	務	部	長	大竹利彰				
行政	グループ	リーダー	内田徹					
財務	グループ	リーダー	竹内正夫					
市民	総合	窓口	センター	長	新美龍二			
市民	窓口	グループ	リーダー	木村忠好				
市民	生活	グループ	リーダー	山下浩二				
税	務	グループ	リーダー	森野隆				
福	祉	部	長	神谷美百合				
福祉	企画	グループ	リーダー	兼	保健福祉	グループ	主幹	磯村和志
地域	福祉	グループ	リーダー	杉浦崇臣				
介護	保険	グループ	リーダー	篠田彰				
保健	福祉	グループ	リーダー	加藤一志				
こ	ども	未	来	部	長	神谷坂敏		
こ	ども	育	成	グループ	リーダー	大岡英城		
こ	ども	育	成	グループ	主幹	磯村順司		
文化	スポーツ	グループ	リーダー	内藤克己				
都	市	政	策	部	長	深谷直弘		
上	下	水	道	グループ	リーダー	竹内定		
学	校	経	営	グループ	リーダー	中村孝徳		
学	校	経	営	グループ	主幹	梅田稔		

職務のため出席した議会事務局職員

議	会	事	務	局	長	松井敏行
主	査	杉	浦	俊	彦	

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は、15名であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承願います。

8番、杉浦敏和議員。一つ、環境について。一つ、こども発達センターについて。以上、2問についての質問を許します。

8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、2問の一般質問をさせていただきます。

初めに、環境について伺います。

地球の温暖化が言われ出して久しくなりますが、団塊の世代の我々が子供のころから比べると、確かに暖かくなりました。子供のころといえば小学生のころ、昭和30年代です。もちろんエアコンも扇風機もない時代です。真冬の通学時には小川の水も凍って、その氷を手にとって道にほうり投げて遊んだりしていましたが、今では、その小川も身近では見られなくなりました。温暖化が加速していけば、我々を取り巻く今の自然環境は、想像を絶するほど変貌することが予測されます。海水温が高くなり、上昇気流もより活発化し、ハリケーン2005年のカトリーナ顔負けの台風が発生し、豪雨や強風などを引き起こす災害は、国や地方財源を圧迫するほどになるでしょう。

また、近年、春夏秋冬の四季もおかしくなってきたと思いませんか。冬と夏がやたら長くて、

春と秋がとても短く感じられる、そんな四季になってきたと思うのは私だけでしょうか。

身近ないろんな現象を見てみると、温暖化が引き起こす変化は功より罪のほうがずっと多いようです。CO₂削減は大変難しい状況ですが、花鳥風月という美しい日本の郷土の四季を次の世代に残していくためにも、削減の努力が必要です。

私たちの地域での環境への取り組みの一つとして、稗田川の環境美化活動があります。活動を通じ川をきれいにし、県下で唯一の天然湖沼、油ヶ淵の浄化に努めてきています。油ヶ淵浄化デーには地域の皆さんと稗田川堤防の清掃活動を実施しています。各家庭では台所の流しに水切りネットを取りつけるなど、稗田川への生活排水にも地道な努力をしています。孫の世代に、稗田川を遊べる川に戻したい、稗田川で遊んだことのある人たちの思いがここに 있습니다。

そこでお伺いします。

1、稗田川及び油ヶ淵の過去3年間のCOD汚濁指標の実績の状況と稗田川の水質改善状況及びその取り組み内容について。

2、稗田川流域での下水道敷設状況について、お伺いをいたします。

次に、こども発達センターについてお伺いします。

こども発達センターは、子供の育ちを一貫して見守り、支援するため、こども発達センターを関係機関と連携して設置しますという市長のマニフェスト事業として実施をされ、平成23年4月からいきいき広場3階に開設されています。

以前、私がこども発達センターの開設前に一般質問をさせていただいたときに、高浜市のこども発達センターの特徴は、新たに5歳児健診を実施することと、専門職を含めた相談支援体制の構築である。そして、人材育成や支援のネットワークづくりを行い、出生から乳幼児期、就学前から就学時、進学時、卒業時などの状況が変わる中、支援が途切れることのないよう、ライフステージに応じた支援体制を構築していくとお聞きいたしました。こども発達センター開設から1年と5カ月を経過しましたが、健診、相談の実績がどのようになっているのか、健診自体もその後のフォロー体制があって初めて生きてくると思います。必要に応じてつながっていくネットワークによる支援、高浜市のこども発達センターの強みと言ってもいいのかなと思います。健診から上がってきた保護者の心配事に寄り添い、将来の就学がスムーズに迎えられる体制となっているのか、不安感のある子供や親の支援に力を発揮しているのか、4月から配置された発達専門相談員とあわせてお聞きしたいと思います。また、今後の新たな取り組みがあれば、お聞かせください。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

〔市民総合窓口センター長 新美龍二 登壇〕

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 皆さん、おはようございます。

それでは、杉浦敏和議員御質問の1問目、環境についてお答えをさせていただきます。

初めに、稗田川及び油ヶ淵の過去3年間のCOD汚濁指標の実績の状況と稗田川の水質改善状況及びその取り組み内容についてお答えをいたします。

稗田川の過去3年間の汚濁指標でございますが、愛知県、碧南市、安城市、西尾市、そして高浜市で構成します油ヶ淵水質浄化促進協議会により、稗田橋を定点として水質の測定を行っております。最近の測定値を見てみますと、国が定める環境基準である汚濁基準値BOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値5mg/Lに対し、平成21年度が3.1mg/L、平成22年度が2.9mg/L、平成23年度3.1mg/Lと、3年連続で環境基準を下回っている状況でございます。

一方、油ヶ淵の状況でございますが、油ヶ淵水質浄化促進協議会において、平成16年度に策定されました油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画清流ルネッサンスⅡにおける平成22年度までの目標値COD（化学的酸素要求量）75%水質値8mg/Lに対しまして、平成20年度が7.6mg/L、平成21年度6.7mg/L、平成22年度7.0mg/Lとなっており、いずれも目標値を達成しておりますが、国の基準値であります5mg/Lには達していない状況にあり、引き続き水質改善対策が必要な状況となっております。

次に、稗田川の水質改善に向けての取り組みについてでございます。

先ほど申し上げましたように、稗田川の水質は改善傾向にあり、その要因といたしましては、稗田川周辺で御活躍をされてみえます各種団体等の皆様のお力によるものと考えております。現在、稗田川を取り巻く環境美化活動は、稗田川堤防の草取りや育樹などを実施されているNPO たかはま・水明会及び清流会を初め、高取まちづくり協議会、清水町町内会、高取小学校稗田川クラブなど、地域を挙げての1年を通じた環境美化活動へと広がってきております。こうした地域の皆様方の稗田川への愛着が他の市民に伝わると同時に、河川への不法投棄の抑止力にもなっており、稗田川の水質改善につながっているものと考えております。

一方、行政サイドでは、きれいな油ヶ淵を取り戻すため、御案内のとおり、アクション油ヶ淵の開催や毎年7月に油ヶ淵浄化デーを実施しております。油ヶ淵浄化のための環境美化活動の発表会であるアクション油ヶ淵では、平成22年度、本市の中央公民館で開催されております。稗田川かるがも会の皆さんが、「稗田川に清流を みんなで進めた環境美化活動」と題しまして活動の紹介と、市内を流れる稗田川、鮫川を昔のような清流に戻そうとする熱い思いを語っていただき、御参加いただいた約400名の方々に対して、水質浄化への気運を高めていただいております。

また、油ヶ淵浄化デーでは、高浜市議会議員の皆様を初め、町内会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所、ボーイスカウト、全小中学校、環境美化推進員など、平成24年度では約300人の皆様に御参加いただき、稗田川の清掃活動を通じて稗田川の水質浄化、稗田川への関心を高めるきっかけとなっております。

さらに、本年9月15日、衣浦東部浄化センターにおいて、あいち下水道フェアの開催が決定されており、油ヶ淵の浄化に向けてのパネル展や水質体験教室などが企画されているところがございます。

以上、るる申し上げますが、本市を流れる稗田川の水質浄化には多くの皆様の御尽力により支えられているものであり、本市といたしましても、御活躍をいただいている各種団体の皆様方に無理のない範囲での活動を継続して実施していただけるよう、今後も側面からの応援をさせていただきたいと考えております。

続きまして、稗田川流域での下水道敷設状況についてお答えをいたします。

本市では、平成3年3月に油ヶ淵周辺地域とともに水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定を受け、油ヶ淵流域である明治用水中井筋より南側の市街化区域を優先して整備を行ってまいりました。

油ヶ淵流域の整備状況を説明させていただきますと、下水道計画区域面積は約466.3haで、事業認可区域面積は391.4ha、整備済面積は296.3haとなっており、下水道計画区域面積466.3haに対する整備率は63.5%となっております。整備いたしました下水道が使用できる供用開始区域面積は290.6haで、供用開始区域内で下水道に接続することのできる環境の人口は、下水道計画区域人口に対し約68.5%でございます。また、供用開始区域内で下水道に接続されている接続率は約80.6%となっております。

本市では、今後も油ヶ淵流域の市街化区域を優先して整備を行い、稗田川並びに他の河川や油ヶ淵などの水質が改善されるよう接続率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を申し上げ答弁とさせていただきます。

〔市民総合窓口センター長 新美龍二 降壇〕

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 続きまして、こども発達センターについてお答えさせていただきます。

こども発達センターの事業は、相談支援、5歳児健診、当事者組織の育成、関係機関との連携と人材育成などを柱として実施をしています。

まず、相談支援では、従来 of 家庭児童相談員、母子自立支援員による相談、保健師による育児相談に加え、臨床心理士など専門職による子供の育ちや子育ての相談と、それに続く支援を行っています。平成23年度の実績ですが専門職による相談支援は、臨床心理士による相談が延169回、言語聴覚士による相談が193回、作業療法士による相談が80回となっております。保護者の方が、子育ての中で発達について初めに気づかれることの中で、子供の発語であることが多く、保護者の相談も多いことから、平成24年度からは言語聴覚士の相談時間をふやしています。

次に、5歳児健診では、健診を通して就学に備えるための保護者への発達の気づきの機会とし

て、子供の育ちを保護者と一緒に考え、健診結果に応じて専門職が発達検査や健診事後教室などの相談や支援を行っています。5歳児健診の受診率は、平成23年度が82.8%で、平成24年度の8月時点で84.8%となっており、受診率の高さからも就学に向けた保護者の意識の高さを伺うことができます。健診とそれに続く相談体制については、必要に応じて専門職が園訪問を行い、園での子供の様子を保護者に伝え、その後の相談につなげていく形となっております。23年度実績で延べ110人の園訪問を行っています。この5歳児健診については、誕生日月ごとに実施していたものを、来年度からは、小学校の学区単位で5歳児健診を行う方向で現在検討を進めており、今後は、健診と小学校との連携を強化し、よりスムーズに就学へつなげていく仕組みにしていきたいと考えております。

また、当事者組織の育成では、同じ課題を持つ人々が悩みや問題を共有し、発達に心配のある保護者や家族が気持ちをわかり合い、学ぶことのできる場を持ち、仲間づくりを進めています。今年度から、親同士の交流と親と支援者、それぞれの役割を考える親の会情報交換会や5歳児健診事後親の会を実施しております。

関係機関との連携と人材育成では、相談支援や研修会の開催を通して、出生から就労までの子供とその家族を取り巻く関係機関とともに、子供たちの育ちを継続的に支援しています。本年度からは研究機関との連携ということで日本福祉大学こども発達学部に御協力いただき、平成23年度に実施した5歳児健診の健診結果を検証するとともに、健診におけるチェック項目の検討や3歳児健診との関連性などについて、大学の教員と市の職員で調査研究を始めています。県内の他の大学からも視察の依頼があり、こうした機会をとらえ、研究機関との連携、あるいはアドバイスをいただきながら、センターの機能強化を図ってまいりたいと考えています。

また、今年度、近隣の病院の御協力もいただくことができ、新たな連携として、病院主催による親子教室をいきいき広場で開催することができました。この親子教室は、発達障がいのお子さんとその保護者の方が安心して地域の中で暮らしていくことができるよう、保護者の方には障がいやその発達過程、療育や社会福祉制度などについて理解していただき、子供たちは集団遊びをとおして社会性を学ぶというものです。親子教室に参加した高浜市の保健師、保育士、教諭職は、病院の医師や臨床心理士が子供たち、そして保護者と関わる実際の場面を通して、障がい特性の理解と子供の保育や保護者支援の進め方などを学ぶ機会となっており、医師と顔の見える関係づくりやスキルアップにつながっています。

この親子教室に並行して、こども発達センターでも連続研修として、講演会を含め5回の研修会を開催させていただきました。「子供たちの輝く未来を考える」をキーワードとし、ライフステージごとに、入園、入学、学校生活や就労など子供の育ちの場面に視点を置いた内容として実施いたしました。保護者からは、これから子供にかかわってもらおう保育士や教諭、就労支援のコーディネーターの話が直接聞くことができ、不安が解消できた、自分だけが悩んでいるという孤

立感が取り除けた、保護者が家庭の中で子供と一緒に取り組む課題が具体的に理解できた、などの感想をいただきました。

また、子供の発達において重要な小学校、中学校の9年間の義務教育期間の相談体制を充実するため、新たに発達専門相談員を配置させていただいておりますが、児童・生徒は生活の多くの部分を学校で過ごすため、発達センターで相談を受けるというより、小・中学校を直接訪問し、児童・生徒を観察し、支援につなげる形が多くなります。

また、発達専門相談員は、小・中学校の在学中に加え、就学前の幼稚園、保育所から個別のケースにかかわっていただく、小学校から中学校への進学する際の継続した支援、卒業後も見据えた支援を行うため配置しております。

とりわけ最近では、発達障がいにおける2次障がいへの対応が大きな課題となっております。この2次障がいは、子供が思春期以降に引き起こすもので、その原因は発達障がい特有のコミュニケーションの困難性や、行動の多動性、衝動性から周囲の理解を得られず浮いてしまうもので、学校においても家庭においてもいつも叱責される対象となります。学校では、教師から見たら自分の言うことを聞かない悪い子の印象を持たれやすく叱られやすい。また、クラスメートからも浮いた存在になりやすく周囲の理解を得られず、もともと持つ障がいは別に心に問題を抱えてしまいます。こうした課題の解決のため、発達専門相談員に学校、家庭とのパイプ役を担っていただくとともに、毎月スクールカウンセラーがこども発達センターに集まり、発達専門相談員や児童生徒相談員などと一緒に情報交換や事例検討も行っています。

議員御存じのとおり、高浜市の発達センターは、当初から大規模な施設、専任職員の多数配置といったフル装備でスタートしたわけではありません。最初から持っていないがゆえに、必要に応じていろいろなところに御協力をいただき、関係者や大学、そして医療機関を含め専門機関と関係を築いていくという特徴を生かして、今後とも、こども発達センター自体がつながる拠点、そしてつなげていく拠点となり、ライフステージを通じた子供支援、親支援を目指してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） どうもありがとうございました。

先に、こども発達センターについてですが、ただいまの答弁の中で、これまでの成果をお聞きし、こども発達センターが順調に運営されていることがよくわかりました。以前、私は、子供の障がいや発達の特性について、保護者の受け入れが困難な場合の話をさせていただきました。受け入れるために時間がかかる場合もあります。子供支援、そして親支援につなげる前には、親がその状況を受け入れることが大切です。こども発達センターでは、保護者と一緒に考え、そして寄り添い、子供の育ちに応じ継続的に支援をしていただきたいと思います。

また、来年度から5歳児健診を入学そして子供の将来を見据えた健診としていくために、小学

校の学区単位での健診を検討されているとのこと。早い時期から顔を合わせてなれていくことが必要だと思います。中には、少し発達障がいの心配があっても、周りの理解があれば修正できるかもしれません。周りの理解を深めるための工夫があってもよいと思います。発達障がいの人は困った人ではなく、困っている人だという認識が必要ですし、周りの人が理解し、発達障がいの人の心に寄り添う必要があります。文科省の調査では、発達障がいの傾向を示す子供は6.3%いるとのこと。本人が気づいていない場合も多く、社会問題になっています。いずれにしても、23年度実績で110人の園訪問が実施されていることは、発達障がいの可能性をシビアに見られていることと理解をいたします。

さらには、新たに医療機関との連携や人材育成など、ソフト面の課題にも取り組んでいることをお聞きいたしました。保育上、幼稚園や学校現場の力もあわせて向上するような研修や講演会も企画していただき、こども発達センターからどんどん情報を発信していただくようお願いをしておきます。

次に、環境についてですが、油ヶ淵の水環境をきれいにするための計画である清流ルネッサンスの取り組みを策定し、さまざまな活動の結果がただいまの答弁の実績内容だと思います。水質は改善傾向にあるとはいっても、23年度は22年度に比べ数値が悪くなっています。24年度は22年度の数値に比べよくなることを期待し、そのように活動をしっかりとしていきたいと思います。

水質には影響はないといわれますが、稗田橋の下流、吉野橋から論地橋の川の水の滞留を見ると、水がよどみ、本当に水質が改善されているのか心配になります。水質に大きく影響する下水の整備状況は計画どおり敷設ができているとのことですが、接続率を上げることが、さらなる水質改善につながるのだと思います。引き続き、接続率を上げるよう取り組みをお願いしておきます。

ところで、この清流ルネッサンスⅡは昨年5月に改定され、平成32年度を目標年度とする新たな計画を定められておられます。そこで改定された内容についてお伺いします。

- 1、どのように改訂され、私たちにはどのような行動や活動を望まれていますか。
- 2、行政のやることについてはどのように変わりますか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） それでは、改訂内容と行政のやることについて、関連上一括でお答えさせていただきます。

平成23年度の改訂は、基本的には現在の清流ルネッサンスⅡを継続するものでございまして、その中身といたしましては、油ヶ淵水質浄化の環境基準の目標値8 mg/Lを6 mg/Lに改め、国の環境基準でございまして5 mg/Lに近づけるものとなってございます。また、水質汚濁の主な原因である生活排水による汚濁物質の流出削減対策として、下水道の普及率を64%から74%に引き上げ、

これまで一定の成果のあった河川・湖内対策、下水道整備、農業集落排水などのハード面と従来からの啓発活動を継続実施する内容となっております。油ヶ淵の浄化は徐々にではございますが進んでございまして、国の環境基準をもう少しで達成できるところまで来ております。本市としましては、現在実施しております活動を粘り強く継続して実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

稗田川は、私たちの地域の財産であります。地域の活動を評価していただいていることに対し、お礼を申し上げておきます。しかし、よくなっている部分と、まだまだ改善が必要だと思われる部分があるかと思えます。こうしたことはやったほうがいいのか、これはやるべきだ、やらなくてはいけないなど、個々には具体的な方策もあると思えます。私も地域のことを行政に届けるだけでなく、行政からのことも地域に伝えてまいりたいと思えます。稗田川の環境美化の活動を通じ、稗田川の自然環境が守られて、やはり昔の自然がある地域がいいねとわかり合え、各家庭での環境によいことを進めていく、根づかせることが重要だと思えます。それが温暖化対策へつながっていくということではないでしょうか。地域の皆さんと一緒に、これからも活動をしていきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、いじめ対策の強化について。一つ、医療費適正化事業について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、いじめ対策の強化について。

滋賀県大津市で起きた中学2年生のいじめ自殺事件は、警察捜査が入る異例の展開となり、生徒たちへの心理的影響も心配されております。いじめの苦しさから抜け出そうとみずからの命を絶つ子供たち、今回の事件は、市教育委員会が自殺直後、遺族の求めで全校生徒に2回のアンケートを実施しました。1回目で、「男子生徒が自殺の練習をさせられていた」の回答を無視し、2回目のアンケートの「葬式ごっこ」との言葉の存在を遺族にも説明しておらず、メディアからはさんな対応が際立つ、責任感の欠如にあきれるばかりと厳しく批判されました。学校関係者は、何より子供の視点に立ち、いじめに真正面から対処し、子供の悲痛な叫びを受けとめ、そこを真摯に検証し解決策を導き出し、子供にはいじめに決着をつけてから次の人生を始めさせるべきだと、夜回り先生の水谷 修氏がインタビューに答えてみえました。多くの学校関係者がいじ

め撲滅に向けて取り組んでおりますが、現実的にはなかなか減少していかないとのこと。

文部科学省の問題行動調査によりますと、いじめの認知件数は2010年度で7万7,630件と、3年連続で減少していた前年度を5,000件近く上回りました。一方、いじめを認知した学校の割合は、2010年度で41.3%で、いじめが起きていると自覚する学校が全体の半分にも満たず、いじめが見逃されているとの指摘もあります。このような中、大津市のいじめ問題がクローズアップされました7月4日以降、24時間いじめ相談ダイヤルへの相談件数が急増し、各地でいじめが表面化しております。そこで、文部科学省も8月1日に子供安全対策支援室を新たに設置し、8月中にいじめ問題への総合的な取り組み方針を策定することを決めました。

また、いじめにも大なり小なりさまざまなケースがあると思いますが、いじめは基本的人権を侵害する重い罪という考え方を共有し、いじめはいじめる側が100%悪いという意識にすべての子供たちを変えていく必要があるのではないのでしょうか。本市におかれましても、いじめ問題の対策に取り組んでくださっておりますが、本日はいじめの撲滅に向け、いじめ対策の強化について4点のことについてお尋ねをいたします。

- 1、小中学校におけるいじめの実態について。
- 2、いじめはいじめる側が100%悪いとの考え方の徹底について。
- 3、スクールカウンセラーの有効活用について。
- 4、保護者と地域、学校が一体となっていじめを予防する環境づくりについて。

次に、2つ目の医療費適正化事業について。

- 1、本市における医療費適正化事業の進捗状況と今後の取り組みについて。

我が国では国民皆保険を達成して50年を過ぎ、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきました。しかし、近年、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化など医療を取り巻くさまざまな環境が大きく変化してきております。

こうした中で、国民皆保険制度を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持向上を確保しつつ、健康の保持と良質で適切な医療を提供できるよう、人口構造の変化に対応できる持続可能なシステムをつくり上げていく必要があります。また、2008年度の国民医療費は約34.8兆円、1人当たりでは約27.3万円となっておりますが、医療技術の進歩、高齢化等により、今後も医療費が伸び続けていくことが見込まれます。そのような中、国民皆保険を堅持していくため、医療費の伸びの構造的要因に着目し、必要な医療を確保した上で効率化できる部分は効率化を図ることが重要で、生活習慣病の予防や患者の心身の状態に応じた適切な医療サービス等の効率的な医療を推進していく必要があります。

そこで、国と都道府県におきましては、平成18年の医療制度改革において、平成20年度から5年ごとに、5年を1期として医療費適正化を推進するための計画、医療費適正化計画を国と都道

府県が作成し、愛知県におかれましても、平成20年4月に第1期愛知県医療費適正化計画が策定されました。本年は最終年度である5年目を迎えるわけですが、特に特定健康診査、特定保健指導につきましては、生活習慣病対策を推進する上で、その効果が期待されるところでございます。そこで本市における医療費適正化についての取り組みの進捗状況、その効果や今後の課題など、また平成25年度から第2期の計画が推進されるわけですが、今後の取り組みにつきましてもお尋ねをいたします。

2、「ジェネリック医薬品使用促進通知サービス」導入について。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間20年から25年が過ぎてから厚生労働省の認証を受けて製薬メーカーから発売される、有効成分、用法、用量、効果及び効能が同じで低価格の薬です。本市でも、国民健康被保険者証の更新時期に合わせ、ジェネリック医薬品希望カードを同封し、送付しております。このジェネリック医薬品希望カードは、ジェネリック医薬品でお願いしますなど言いにくい場合に提示すれば、変更希望の意思が簡単に伝わるものです。しかし、カードを持っていても、実際にジェネリック医薬品に切りかえなければ、カードを配布したとしても何の効果も得られません。

呉市では、医療費負担の軽減と国保財政の健全化を図るため、平成20年7月から国民健康保険被保険者に対し、ジェネリック医薬品促進通知サービスを実施しております。先発品から後発品に変えたら医療費の負担はこれだけ減ると、金額を明記して国民健康保険の被保険者に知らせる内容です。その結果、平成23年4月から平成24年2月までの累計で1万9,808人がジェネリック医薬品に切り替え、その費用対効果は1億2,200万円、郵便料の200万円を引くと1億2,000万円の削減効果があったとのことです。8月1日に呉市へ視察に行つてまいりましたが、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを見て医療費の比較をし、患者が財布にどれだけ優しいかわかれば、より一層、後発品への更新が進み、そうなれば市側も負担する医療費を抑制でき一石二鳥と、お話を伺ってきました。

本市では、毎年、通知書を送付しておりますが、どれぐらいの方がジェネリック医薬品に切りかえており、その削減効果についてもお尋ねいたします。また、本市におかれましても、呉市のようにジェネリック医薬品治療促進通知サービスをぜひ導入していただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。

3、レセプトデータを活用した健康寿命の延伸と国民健康保険の健全運営について。

呉市は、平成23年3月末現在で人口24万4,714人、国保被保険者は5万6,067人、22.9%、世帯数は11万2,632世帯、国保加入世帯数は3万5,154世帯、31.2%ですが、ジェネリック差額通知導入に踏み切ったきっかけは、呉市の医療費は全国平均より4割高い56万円、団塊世代の大量退職などで国保加入者がふえ医療費増に拍車がかかり、国保の制度上、全国平均と比較した地域差指数が1.17を超えると、市はその分の医療費の6分の1を新たに負担しなければならない。当時の

指数は2007年度ぎりぎりセーフの1.162で、2008年度予想では1.244と超過し、2009年度以降、一般会計から5,000万円程度繰り入れる状況に追い込まれておりました。そこで、市長が危機感を持って積極的に推進されたとのことでした。

さらに呉市は、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスで削減された財源を活用して、生活習慣病予防を柱としました保健事業を推進しております。その中身は、健康寿命の延伸と国民健康保険の健全運営、2つの大きなテーマを掲げ推進をされております。レセプト電子データ化で、健康管理増進システムを立ち上げ、すべての事業が一元化されております。その内容につきましては、重複・頻回受診者の保健指導では、複数の医療機関における複数受診者を抽出し、医療機関数を設定することで指導対象者を限定し、より効果的に保健指導を行うことにより、平成22年度における訪問前後1カ月を比較しますと、重複受診対策15件で診療費削減額25万9,060円、頻繁に外来受診を行っている人を抽出し、疾病情報、診療科情報と受診回数をあわせて把握し、保健指導することにより頻回受診の減少につなげ、平成22年度における訪問前後1カ月の比較で受診日数削減89件、診療費削減額169万2,940円、また飲み薬につきましても、重複服薬の患者に対して薬剤の併用禁忌・回避の指導も実施をしております。

また、呉市国民健康保険平成21年度の外来での高額レセプトの状況は、外来レセプトが年間200万円以上だったのは317人、最も高額だった診療費は年間1,974万円。特に人工透析の患者数170名、医療費総額年間約8億4,000万円。1人当たり平均490万円ということで、基礎疾患のうち重症化を予防することが重要ということです。糖尿病性腎症患者のうち透析導入前段階にある患者に対し、通院先の医療機関と協力しながら学習プログラムを提供することによって、病気の重症化の予防とともに、患者や家族の生活の質の維持向上を図る目的で実施されております。2型糖尿病に伴う腎症患者50名を対象として3年目になりますが、一人も透析まで至っていないということで、大きな効果を上げられております。これこそまさに健康寿命の延伸であり、国保の健全運営であると思えます。

本市におかれましても、国保財政の厳しい中、今後は呉市のような取り組みも必要ではないかと思いますが、当局の見解をお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔16番 小野田由紀子 降壇〕

○議長（北川広人） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、小野田由紀子議員の1問目、いじめ対策の強化について、
（1）小中学校におけるいじめの実態についてお答えいたします。

いじめをなくすためには、まずは、日ごろから個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童・生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童・生徒が楽しく学びつつ生き生きとし

た学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考えています。

高浜市における過去3年間のいじめの市教委への報告件数を年度別に小学校と中学校の順に申し上げますと、平成21年度は7件、2件の合計9件、平成22年度は2件、0件の合計2件、平成23年度は1件、2件の合計3件となっております。昨年度の小学校の事例は、5年女子児童1名を同学級女子4人が筆箱をたたいて壊す等のいじめ。中学校の事例は、中3男子2名が、同級生2名に対して悪質な嫌がらせをしたケースと、中2男子2名が中1特別支援学級の生徒をからかう等のいじめであり、いずれも発覚した時点ですぐに適切な指導を行い、事後観察も良好であります。

次に、対策につきましては、高浜市ではいじめを定期的に確実に把握するために、いじめに関わる学校生活アンケートを実施しています。各学校とも年間2回、児童・生徒全員に、中学校ではあわせて保護者に対してアンケートによる調査を行っています。質問内容は、学校の実態に合わせて各校で作成していますが、おおよそ「学校は楽しいか」、「友達とよく遊ぶか」、「いじめられたことはあるか」、「嫌なことを言われたことはないか」、「仲間はずれにされたことはないか」、「友達がいじめているところを見たことがあるか」などの内容が含まれています。1回目は、6月から7月にかけて実施しています。本年度第1回目のアンケート結果では、「いじめられたことがある」と答えた児童は、小学校では平均19.6%、中学校では平均2.9%という結果が出ています。また「友達がいじめているところを見たことがある」と答えた児童は、小学校11.0%、中学校2.7%という結果でありました。各学校はアンケート実施後、個別面談を行ったりいじめ対策委員会を開いたりして、個別の事例について一つ一つ丁寧に対応しているところであります。

本年度のいじめ報告件数は、前期で5件に上っていますが、小学校で3件、中学校で2件という内訳です。1件目の内容は、小学校6年男子児童が同じクラスの男子に犬の糞を筆箱に入れられたというケース。2件目は、2年女子1名が同じクラスの男子5名から腕を鉛筆で突かれる、からかわれるなどの嫌がらせを受けたというもの。3件目は、4年女子1名が同じクラスの女子から、早朝や夜遅く電話で嫌なことを言われるという事例でした。また、中学校の2件の事例は、2年男子1名が同じクラスの男子2名から顔を踏まれる、けられる、悪口を言われるなどの嫌がらせを受けたケースであり、2件目は、2年男子生徒1名が他の男子生徒7名により、わざとぶつかったりからかったりされるなどの嫌がらせを受けたという内容でありました。いずれも、双方の保護者を呼び指導の経緯と報告及び謝罪の会を持ち、現在では嫌がらせ等は起こっていない状態が続いていますが、今後も経過観察が必要であると考えています。

次に、(2)「いじめはいじめる側が100%悪い」との考え方の徹底についてお答えします。

いじめは人間として絶対に許されない、いじめる側が100%悪いとの意識を、学校教育全体を通じて、児童・生徒一人一人に徹底するように指導に当たっています。特に道徳の授業

では、人権意識の涵養を図ったり、CAP等の事業を通じて、安心・自信・自由の大切を実感させたりすることを展開しています。また、いじめの生徒には毅然とした指導で臨み、いじめを見て見ぬふりをする児童・生徒は許されないという認識を持たせるとともに、いじめられている児童・生徒については、学校が徹底して全力で支え守り通すという姿勢を日ごろから示すことが重要であると考えています。

さらに、いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上で、児童・生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度が重要であると考えています。特に、教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いじめに対する再認識とその対応を最重要課題として全教職員へ周知し、校長会においても繰り返し指導をしているところがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な声かけ、指導を行うようにしております。教育委員会を初めとして、各学校においては、いじめによりみずから命を絶つという痛ましい問題を真摯に受けとめ、改善すべき点をしっかり把握し、対処していかなくてはならないと考えているところでもあります。

次に、（３）スクールカウンセラーの有効活用についてお答えします。

高浜市では、２名のスクールカウンセラーを小・中学校に１名ずつ配置しております。小学校５校には、毎週月曜日に２校ずつ巡回する形をとっていますので、平均すると各学校月１回の相談になります。中学校では、毎週月曜日に高浜中学校、木曜日に南中学校の相談活動に当たっています。現在のところ、いじめ問題解決でカウンセラーが入ったケースはここ３年間ではありません。学力不振、友人関係、親子関係、不登校、非行等、さまざまな問題に対して相談活動を行っていますので、今後いじめに関する問題が発生した場合も、専門的な知識を持ったカウンセラーを有効的に活用していきたいと考えています。

最後に、（４）保護者と地域・学校が一体となって、いじめを予防する環境づくりについてお答えします。

家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であることは言うまでもありません。いじめの予防、解決に向けて、関係者のすべてがそれぞれの立場からその責務を果たす必要があります。そのためには、まず学校の体制を整える必要があると考えています。

第１が、実効性ある指導体制の確立です。それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立すること。

第２が、実践的な校内研修の実施です。教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教

職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施すること。

第3番目が、いじめの児童・生徒への指導・措置です。いじめを行う児童生徒に対しては、一定期間、校内において、ほかの児童・生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もあること。さらに、いじめの状況が一定の限度を越える場合には、いじめられる児童・生徒を守るために、いじめの児童・生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ったりすることも必要であること。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童・生徒については、警察との連携を積極的に図ること。

第4番目が、いじめを許さない学級経営です。グループ内での児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導のあり方、わけても班別指導について不断の見直しや工夫改善を行うこと。

第5番目が、いじめの早期発見・早期対応です。児童・生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受けとめ、速やかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図ること。

第6番目が、家庭・地域社会との連携です。学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日ごろより積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。

このように、各学校が多方面からのいじめに対する取り組みを行っている結果、現在のところ重篤ないじめ問題は発生していませんが、今後も早期発見・早期対応を旨とした対応の充実に取り組んでまいりたいと考えていることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、続きまして小野田由紀子議員御質問の2問目、医療費適正化事業について、（1）から（3）それぞれについてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の（1）本市における医療費適正化状況と今後の取り組みについてでございます。

本市におきましては、医療費適正化事業の柱として5つの事業を実施いたしております。1つ目の柱は、生活習慣病対策としての特定健康診査、特定保健指導でございます。特定健康診査の受診率といたしましては、平成22年度が43.8%、平成23年度で42.0%となっております。平成22年度の全国平均受診率は、速報値で20.9%であり、愛知県内37市の受診率を見ますと、平均で

38.5%となっており、全国、県内との比較では、本市の受診率は高い水準にあるものと考えております。

次に、2つ目の柱は、レセプト点検事業であります。平成23年度の実績といたしましては、12万9,574件の点検件数のうち2,089件を過誤調整、または再審査の請求をしており、正しい点数で算定されているかチェックをしているところでございます。

3つ目の柱は、医療費通知事業であります。医療費通知は、年6回、被保険者へ保険適用分の医療費の額のお知らせをしているものであり、実際に受けた医療と請求額との確認、また本人自身の受診状況を知っていただくことにより、医療の重複等の気づき、適正受診の啓発に努めているところであります。平成23年度の総通知件数は2万5,435件でございました。

4つ目の柱は、健康診査助成事業であります。健康診査の受診を奨励し、疾病の早期発見・早期治療に努めていただくことにより、将来的な医療費の抑制に努めているところであります。平成23年度は、3,362件の助成を行っております。

最後に、5つ目の柱は、ジェネリック医薬品の普及啓発事業であります。被保険者証の更新時において、ジェネリック医薬品希望カードを配布するとともに、広報によるPRにより、その普及に努めているところでございます。

そのほか5本の事業以外にも「適正受診のお願い」として広報による年2回の啓発活動の実施やいきいき健康マイレージ事業への参加の呼びかけを行い、医療費の抑制に努めているところでございます。ちなみに、平成22年度、本市国保の1人当りの医療費は23万9,095円であり、全国平均29万5,475円、愛知県平均27万5,132円と比較して少ない状況にあり、ただいま申しあげました各種の医療費適正化事業の効果が少なからず現れているものと考えております。

次に、御質問のありました、第2期の高浜市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画の関係でございますが、国からは平成25年度から平成29年度までの計画期間においては、引き続き、特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率45%の目標を維持し、その達成に努めることと示されておりますが、平成23年度の本市の受診率42%から考えますと、この受診率60%は高いハードルであり、これを達成していくことが今後の課題であると認識いたしております。次期計画の策定に向けて、現在アンケート調査を実施するなど準備を進めているところであり、現行の特定健康診査事業等の検証やアンケート結果の分析を通じて、今後の方策について検討していく予定でございます。

次に、(2)「ジェネリック医薬品使用促進通知サービス」の導入についてお答えいたします。

ジェネリック医薬品は、被保険者の皆さんにとっては、医療機関等の窓口での自己負担額が軽減されるとともに、保険者の側にとっても、保険給付費が少なくて済むというメリットがあることは御案内のとおりでございます。本市におきましても、現在、ジェネリック医薬品希望カードの配布等により、その普及・促進に努めているところでございます。

そこで、本市におけるジェネリック医薬品に切りかえた方の数及び削減効果についての御質問でございますが、現状では、国保連合会から送付される膨大なレセプトデータから1件ずつ、ジェネリック医薬品かどうかを判断しなければならないこと、また使用されたジェネリック医薬品が先発医薬品とどれぐらい差額があるのかを独自に算定しなければならないことなどにより、その把握は困難な状況でございます。

次に、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスにつきましては、呉市の先進事例の御紹介をいただきましたが、医療費の削減効果が見込まれることは十分認識をいたしております。このため、本市では平成23年度において、呉市のようなシステムを新たに独自で開発するのではなく、愛知県国保連合会に委託し、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスの実施について検討をいたしております。このサービスの導入に当たりましては、医療機関等の御理解、御協力があるからこそ、その効果が生まれるものと考えており、また医療機関及び市民の双方がジェネリック医薬品を信頼し、その使用を積極的になる気持ちを醸成することが必要であると考えております。したがって、今後は刈谷市と歩調を合わせ、刈谷医師会等に対しまして御協力を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、(3)レセプトデータを活用した健康寿命の延伸と国民健康保険の健全運営についてでございますが、現在のところ、国保連合会より提供される電子化されたレセプトデータについて、各保険者で、その活用方法を試行錯誤している状況でございます。その意味では、呉市が実施されておりますレセプトデータを活用した重複・頻回受診者の抽出、糖尿病性腎症等重症化予防対象者の抽出、さらに、その患者に対する保健指導につきましては、全国に先駆けた事業であるものと考えております。

本市のレセプトデータの活用につきましては、ようやくその検討のスタート地点に立ったところであり、今後、その活用方法について、呉市を初めとする先進地の事例を参考にしながら、どんな方法が費用面、人的面から実施可能であるか検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、本市では、先ほど申し上げましたとおり、可能な限りのさまざまな事業を展開し、医療費の適正化に努めてまいりました。特定健康診査につきましては、平成22年度の受診率を呉市と比較いたしますと、本市が43.8%に対し呉市は20.7%であり、特定健康診査受診率が高いことが本市の特徴であります。このように医療費適正化事業につきましては、各保険者においてそれぞれ特色を持って実施しているものと考えております。また、平成22年度の1人当たりの医療費について呉市と比較いたしますと、本市23万9,000円に対し呉市は40万7,000円の状況であり、医療費適正化の緊急性は、呉市ほど高い状況にはないと言えますが、医療費の適正化に努めることにより、国保財政の健全運営を図ることは、保険者に課せられた責務でございます。費用対効果が見込まれる実施可能な事業につきましては、積極的に検討し対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問させていただきます。

いじめの問題につきましては、早期発見・早期対応ということで先生方もしっかり取り組んでくださっておりますので、大津市のような痛ましい命を絶つようなそういう事例はないということです。今後もしもいじめを根絶するという決意を持ってしっかりと取り組んでくださいますよう、心よりお願いを申し上げます。

そこでお伺いしたいことは、経験の浅い新人の先生方が、いじめに対するノウハウをきちっと継承しているのかどうか、初めにお伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 御質問は、新人の教員ですけれども、本市におきましては本年度13名の新規採用教員を採用しました。この新規採用教員には、校内指導教員というものと拠点校指導教員、この先輩教員が学校教育のあらゆる場面に対して指導を行っております。この指導教員のいじめに関する生徒指導の指導時間につきましては、年間平均大体7時間ぐらいとなっております。また、市の初任者研修会におきましても、この生徒指導に関する指導を年度当初実施してまいりました。

本年度は、6月6日に実施をしました。国立教育政策研究所の生徒指導研究センター、ここの資料を使いまして、市教への指導主事による講話とそれぞれの教員の協議会、これを実施してまいりました。内容につきましては、1つ目としては、児童・生徒がみずから学んでともに生活する学級環境になっているかどうか。それから2つ目は、児童・生徒を進んで教員が見ているかどうか。それから3つ目としましては、報告・連絡・相談、このほう・れん・そう、これを進んでいるかどうか。この3点について確認をして、いじめに関する指導もこの中に含んで行っております。

また、西三河教育事務所だとか愛知県の総合教育センター、こちらのほうの研修につきましても、生徒指導に関する研修は多く入っておりますので、新人研修に関しましては、ノウハウはこのような組織で継続してできているのではないかなというふうに思っております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。ベテランの先生方がしっかりとノウハウを継承してアドバイスをしてあげるといことも必要だと思います。しっかりとそういう研修をしてくださっているということですので、よろしく願いいたします。

それから、きのう、また痛ましい命を絶つようなことが起こってしまったわけですけれども、一昔前のいじめはいわゆる問題児が起こすものという発想がありましたけれども、最近はなかなか表面に出てこない、先生方も見逃してしまいがちな巧妙で陰湿で間接的な、そういった傾向になってきているということですのでございますけれども、本市におかれましては、こういったことに関

してはどうでしょうか。お伺いします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 昨年度、先ほどの答弁の中にも入っておりますけれど、昨年のいじめのケースは3件あったわけですが、いずれも、いじめが起こってから発覚まで比較的短時間であったので、素早く対応できたと思っております。その中で、御指摘のような陰湿なケースというのはなく、今のところ情報が素早く入るそういうシステムになっておりますので、そういった場合がもしあってもすぐ情報が入ってくるというふうに考えています。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） そういった先生がしっかりと日ごろ対応してくださって、連携してくださって、ともにいろんなことを共有してくださっている結果だと思います。

それから、先ほども答弁にもありましたけれども、学校教育現場でなくてはならない重要な役割を担ってくださっているのがスクールカウンセラーですが、現状は大変忙しいというふうに伺っておりますけれども、今後、また1人増員できればなと願うものですが、そのことにつきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 本当にカウンセラーには大変お世話になっておるわけですが、先ほども申し上げましたように、最近のいじめの事例で問題を解決する段階で、カウンセラーさんによるカウンセリングについては必要な事例が発生しておりません。現在、高浜市に2名のスクールカウンセラーを配置をしておりますけれども、主に今のカウンセリングの内容は不登校が中心になっております。仮に大きないじめ問題が発生したとしても、県のスーパーバイザーというカウンセラーがおりまして、そちらのほうと連携して対応することになっておりますので、できれば増員が望ましいと思っておりますけれども、今のところは何とか現2名体制で対応できるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

最後になりますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、文部科学省が8月中にいじめの問題への総合的な取り組み方針を策定するというございます。その内容につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） その文科省の8月中に総合的な取り組みの方針を出すということでありましたけれども、ちょうど昨日、文科省が発表しまして、本日の新聞報道で1面に載っていた新聞もあったと思うんですが、その内容を簡単に説明させていただきますと、いじめ問題で、これは国が積極的な役割を果たすということを盛り込んだ総合的ないじめ対策というふう

になっております。早期に取り組む対策としまして、児童生徒の命に係わる重大ないじめの場合は、1つ目として事前を含め、学校側が認知した場合に速やかに国への報告を求めると。2つ目として、学校や教育委員会の能力を越えた犯罪、こういう犯罪として扱うべき事案、これについては速やかに警察に相談すると。3つ目としまして、加害者に対する出席停止、これを活用するための問題点を検証すると、そういうような内容も入っております。また、専門家の組織でいじめ問題支援チーム、こういう組織をつくるということや、当時者の相談を受ける第三者機関を全国200地区・地域に予算配当すると。大学教授とか弁護士などをいじめ問題アドバイザー、こういう形として委嘱すると、そういうような内容が含まれております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。そういった警察が関与するような大きな事態に至らないように、高浜市の場合はそういった大きな重篤な実態はなかったということなんですけれども、今後どういった状況に進んでいくかわかりませんので、今まで以上にいじめ対策の強化につきまして取り組んでくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それから、次の医療費適正化事業についてですけれども、御答弁の中で愛知県国民健康保険連合会に委託すれば、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスが可能ということですが、現在、県内でどのぐらいの自治体が委託しているのか。それから、国民健康保険重複多受診者一覧表も提供していただけるということでございますが、これを活用している自治体がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 平成24年5月末の状況でございますが、愛知県国民健康保険連合会にジェネリック医薬品使用促進通知サービスを委託実施している自治体は、9市でございます。また、国民健康保険重複多受診者一覧表を活用している自治体は、9市でございます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。それぞれ9市ということですが、愛知県国保連合会へ委託しますと、単独でシステム開発するよりも安く医療費適正化事業が展開できるということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時30分。

午前11時18分休憩

午前11時28分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、幸前信雄議員。一つ、学校評価事業について。一つ、保育園における待機児童に

ついて。以上、2問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました学校評価事業についてと保育園での待機児童についての以上、2問についての質問をさせていただきます。

まず初めに、学校評価事業について質問させていただきます。

教育の関係については、平成19年12月議会で、学校・家庭・地域、それぞれの役割と責任について質問させていただき、学校では、特に生きる力をはぐくみ、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成すること、家庭では、いわゆるしつけに当たる早寝・早起き・朝ごはんの基本的な生活習慣をつけること、うそをつかない、人を傷つけない、お年寄りには親切にするといった規範意識や善悪の判断など、地域では、祭礼等の地域行事を通して先輩から後輩への伝統文化を継承していくことなどの回答をいただいております。

今回の質問は、学校で行われている学校評価事業について質問させていただきます。学校評価事業については、今から10年前の平成14年度から開始された事業と聞いております。

まず1点目に、学校評価事業を導入した経緯とそのねらいについてを質問させていただきます。そもそも何か問題なり課題があり、新しい制度の導入に至ったのか、別の要因があって導入することになったのか、基本的なことから説明いただくようお願いいたします。

先ほども申しましたが、制度を導入されて10年が経過していると聞いています。そこで、2点目の質問に移らせていただきますが、10年という年月は昔から一昔という言葉もあるように、状況が大きく変わっていて当然のように思われますが、導入した当初と現在の状況で変化があり、実施してきている内容も変わってきていると考えますが、学校評価事業の実施内容の変遷についてお伺いいたします。

次に、教育行政方針、教育委員会の点検・評価、学校評価事業の関連について、どのような仕組みで関連づけられているのかについて質問させていただきます。

今回は学校評価事業についての質問ですが、教育全体の方針の展開について、教育長の教育行政方針がどのように学校の事業に展開され、またフィードバックされて翌年以降の活動に反映されているのかについて、教育全体の仕組みについて御説明いただくようお願いいたします。

次に、学校評価事業を10年行ってきたことの成果についてお伺いいたします。

事業として実施され、直接教育されている現場において新たな取り組みとして始められ、苦勞されて実施されていると考えていますが、その苦勞が結果としてどのような形となってあらわれてきているのかについてお聞かせください。

1問目の最後の質問になりますが、高浜市教育基本構想の中で、幼・保・小・中の一貫性を実現させていくという構想が出てきておりますが、少なからず学校評価事業にも影響が出てくるも

のと考えています。基本的に学校評価事業は継続されていくものであると考えておりますが、今後、取り組みの内容がどのように変わっていくのかの考えがあればお教えてください。

次に、2問目の保育園での待機児童の問題についてお伺いいたします。

まず最初に、高浜市の保育園入園希望者の申し込み状況と最終的に保育園に入園できずに待機児童となってしまった児童数について、ここ5年間の推移について説明いただくようお願いするとともに、その間の対処してきた内容についても御説明いただきたくお願いいたします。

次に、待機児童数増加への対応方法についてお伺いいたします。リーマンショック以降、しばらく新規住宅を建てる方が減少し、高浜市も少しの間、人口が減少する傾向がありましたが、落ちついてくると、近隣の市町より少し地価が安く交通の便も極端に悪くない高浜市に新しい住宅を建てられる方が、リーマンショック以前と変わらない程度増加してきている状況になってきていると感じております。新しい住宅が増加すると、それに伴い保育ニーズの高まりが出てくるものが十分想定されるものと考えていますが、何か新しい対応方法を検討されているのであれば、その方法をお教えてください。

以上で壇上からの1回目の質問を終わらせていただきます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（北川広人） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、幸前信雄議員の1問目、学校評価事業について問う、（1）学校評価事業を開始した経緯とねらいはについてお答えをいたします。

まず、学校評価に関する規定であります。学校教育法第42条に次のように規定されています。「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。幼稚園・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校等にもそれぞれ準用」とされています。

昨今の学校教育は、学校の裁量が拡大し、自主性、自律性が高まる上で、その教育活動の成果を検証し、必要な支援、改善を行うことが求められており、児童・生徒がよりよい教育活動を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要になってまいりました。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待されています。こういったことから、学校の教育活動、その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること及び評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められてきました。

これらを踏まえて開始した高浜市の学校評価事業は、次の3つを目的として実施してまいりま

した。1番目は、各学校がみずからの教育活動その他の学校運営について目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さについて評価することにより、学校として組織的、継続的な改善を図ること。2番目は、各学校が自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表、説明により適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力により学校づくりを進めること。3番目は、各学校の設置者等が学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより一定水準の教育の場を保証し、その向上を図ること、このような考え方を柱に学校評価に取り組んでまいりました。

次に、(2) 学校評価事業は平成14年度から開始されているとのことでしたが、実施内容の変遷はについてお答えします。

開始当初の背景には、学校は閉鎖的だという学校不信の声がありました。当時、教職員が今、真剣に取り組むべきことは何かと考えたとき、学校評価は自分たちの意識を変えていく絶好の機会であるととらえました。学校評価は、あくまでも変革のためのツールであり、評価のための評価にしてはいけないと考え、10年という長い目標を立ててじっくりと取り組んでまいりました。

その経過と成果を、平成22年度に高浜市学校評価シンポジウムという形で発表することができました。テーマは、「学校評価を軸とした学校づくり、高浜市小中学校のこれまでとこれから」と定め、成果を地域の方々や他地区の教職員に発信しました。

また、高浜市の学校評価事業の成果としましては、シンポジウム実行委員長が次のように語っています。「子供の入学説明会のときに体育館のトイレを使ったが、室内が汚れていました。入学説明会という特別の日であるにもかかわらず、トイレがこの状態です。ふだんはもっと汚れているのではないのでしょうか。」この御指摘は3年前の学校関係者評価委員会の中でのことでした。自分を恥じるとともに、その言葉はとても印象に残りました。それから3年、今では6時間目が終わると全員が黙想を始めます。心を静めて清掃への心構えをする時間です。黙想が済むと、全生徒と全教職員が黙々と清掃に取り組みます。自問清掃です。掃除を通して心を磨くことを目標としています。少しずつではありますが、困っている人に手を差し伸べる一生懸命な姿が見られるようになってきました。教員は、学校という小さな世界で教育活動をしています。ともすると、当たり前のことが当たり前でなかったり、気づいてよいことに気づかなかったりすることがあります。校内の汚れもその一つでした。何気ない御指摘です。しかし、この御指摘がなかったら、掃除を見直すことは先延ばしになっていたかもしれませんという内容ですが、高浜中学校で始まった自問清掃は、今では他の学校にも広がっております。

次に、(3) 学校評価事業の事業の仕組みはどうなっているかについてお答えします。

高浜市は、学校評価を、学校経営を確かなものにする重要なツールであると考えています。各学校は、教育委員会が示す教育行政方針に従って、学校経営案に校長の考えを明確に示します。

学校がその年に1年間を通して何を目指して、どんな取り組みをしていくのかははっきりします。学校が一番大切に扱うのは、その年の重点目標になります。この重点目標は、保護者、子供の立場になって考えると、自分の学校はこうなってほしいなどの素朴な願いを実現するために定めています。

そして、この重点目標を学校組織マネジメントのPDCAサイクルの中に組み込んでいきます。P（プラン）は、重点目標や更新策を取り入れた下位目標の設定、提示。D（ドゥー）は、保護者、地域、教職員協働による学校教育活動。C（チェック）は、教職員、児童・生徒、保護者の三者による自己点検や学校関係者評価委員会、専門家による第三者評価委員会による点検。A（アクション）は、次年度の提言や自己点検等により、次年度の更新策を策定するというサイクルになります。このサイクルが機能してくると、教職員、保護者、地域の中から、学校をよりよくするための新たな次の一手が発案されます。ここで生まれた次の一手が、学校を生き生きとさせます。

これら各学校の取り組みが、教育行政方針に沿った運営になっているのかを確認するために、教育委員会の点検・評価があります。高浜市教育委員会では、本市の教育の総合的な指針となる高浜市教育行政方針を示し、教育の充実に努めています。

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。そこで、高浜市教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民の皆様への説明責任を果たすため、平成20年度より教育委員会の点検・評価を実施し、報告書にまとめています。

点検・評価の対象は、本市の教育の総合的な指針である高浜市教育行政方針で示し、取り組んだ項目における主要施策・事業等としています。点検・評価に当たっては、主要施策・事業の取り組み状況について、学校現場の取り組み、実績及びその成果状況について、教育委員会がまず自己評価をします。この自己評価の中で課題等を分析し、今後の対応、方向性を示します。

次に、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し、学識経験を有する方など、外部の方の御意見を聞く機会を設け、教育委員会の自己評価について評価をいただきます。この評価を柱に、次年度の教育行政方針を更新するという仕組みになっています。

次に、（４）この10年で行ってきたことの成果はについてお答えします。

高浜市の学校評価の取り組みは、平成23年3月の文部科学省「学校評価の評価手法等に関する調査研究事業」学校関係者評価の充実・活用に関する調査研究報告書の中で好事例として紹介されました。この報告書が作成された背景には、多くの地域において学校評価をやって得なのか、やりっぱなしで終わっていないのかという基本的なところが問われていることがわかり、学校評価に取り組んでも、手間、労力がかかる割には活用できていない事例、評価することだけで疲れ

てしまっている事例、教職員の理解がなかなか得られず、学校評価よりももっと大事なことがあると言われてしまう事例、保護者等との連携、協働はかけ声倒れで思うように進まない事例も少なくない現状があったからであります。そこで、学校評価が実際の成果、手ごたえにつながっている事例を好事例と呼ぼうという発想のもと、好事例の収集が全国にまたがり行われました。

高浜市の事例は次のように紹介されています。学校評価を活用し、プロセスの設計とチームワークの強化を図った事例。高浜中学校において、学校目標が徐々に具体的な取り組みにつながった例として、「落ち葉掃き隊」という校門前の清掃活動がある。これは、来校者がまた来ようと思える対応を心がけるという学校の目標に位置づく取り組みである。初めは、ある教員の個人的な活動として始まったが、次第に生徒を巻き込んだ学校全体の取り組みに発展した。また、授業研究においては、重点テーマの一つに学力向上を上げており、授業研究や日々の教材研究を通して授業力の向上を図る。シラバスによって、教員、生徒が毎時間の授業の目標を明確にするとともに、毎時間の授業評価を的確に行うことを目標にしている。こうした目標を受けて、授業研究の方法も徐々に改善を続けてきた。授業研究は、多くの学校で実施されているが、褒めるだけで終わるという例や、年配の教職員に遠慮して意見が言えないという例も少なくない。同校では、校長が示した目標と方向性を踏まえて、教職間の協力、協働関係ができる仕組みをつくっている点が特徴であると。

学校評価は、学校を成長させます。学校、保護者、地域の協働を推進することにより、学校は元気になります。学校評価は、まさにその一つのツールであり、有効に動いていると考えています。

最後に、（５）継続して実施されているが、今後の取り組みはについてお答えします。

教育委員会では、本年度スタートした教育基本構想の推進を高浜教育の柱として位置づけています。２年の歳月をかけ、多くの人々の思いを凝縮した教育基本構想です。小１プロブレムや中１ギャップに対応するため、１２年間の学びを踏まえた指導法の改善や教材開発を内容とする幼・保・小・中一貫教育の創造、確かな学力の向上を目指した教師力、授業力の向上、発達段階に応じた教育の実現に向けた学校間連携の強化。あるいは、地域で子供をはぐくむ教育環境の整備などを本年度の教育行政方針に反映したところであります。中でも、学校、家庭、地域の連携、協働は、いじめ、不登校などの予防、解決において極めて重要な位置を占めています。

教育委員会としては、地域の人々とともに、より開かれた学校づくりを進め、高浜教育ビジョンである「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」に、全力を注いで取り組んでまいります。その実現を確かなものにする重要なツールが学校評価事業でありますので、進化を目指し、取り組んでいくことを申し上げ答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、続きまして幸前信雄議員の２問目、保育園における待機児童について、（１）高浜市の保育園入園希望申し込み状況についてにお答えをいたします。

本市の保育所は、平成19年度に翼幼保園が開設され、保育所89人、幼稚園機能45人の認定こども園が運営されたのに続き、高浜ひかり幼稚園が平成20年6月に幼保連携型の認定こども園の認定こども園ひかりとなり、新たに市内に定員110人の保育所が加わっており、平成19年度から平成20年度の２年間に199人の保育所定員が増加し、待機児童の発生する3歳未満児の保育所の定員も合計で287人となりましたことや、従来から実施をしております園児の年齢別に定められた1人当たりの保育室等の面積基準及び保育士配置基準を遵守した上で、定員を超えて受け入れることができる弾力運用により、民間保育所において13人受け入れるとともに、定員15人の家庭的保育を引き続き実施した結果、平成20年4月1日の待機児童数は、1歳児3人、2歳児6人の計9人という状況でございました。その後4年間の推移は、毎年度4月1日現在で見ますと、21年は1歳児が12人、22年は2歳児が14人、23年は1歳児が23人と徐々に増加傾向をたどり、本年4月では1歳児20人、2歳児27人の計47人と大幅な増加を見ております。

その間、平成23年度までは民間保育所において、3歳未満児の弾力運用を最高17人まで実施するとともに、本年度においては公立保育所で12人、民間保育所で19人の計31人の弾力運用に加えまして、定員5人の保育所実施型の家庭的保育をいきいき広場3階に設置して対応しているところでございます。

本年8月1日現在の保育園の入園状況でございますが、本議会の資料として提出をしてありますように、1,009人の定員に対して1,076人の入園の申し込みがあり、弾力運用による対応を含めて1,025人が入園をしているところで、51人が待機児童となっております。

待機児童の内訳でございますが、ゼロ歳児が7人、1歳児が23人、2歳児が21人で、このうち28人の保護者の方は現在就労してみえませんが、子供を預けることができれば就労したいという求職中の方となっております。

次に、このような状況を踏まえまして、（２）待機児童数増への対応方法についてにお答えいたします。

まず、本市の3歳未満児の人口を見ますと、平成21年4月1日現在で1,549人、平成22年4月1日で1,560人と対前年で11人増加してございましたが、平成23年4月1日では1,538人で22人の減少、平成24年4月1日では1,522人で16人の減少となっております。このような状況の中で、3歳未満児の待機児童の増加については、本来、親子の触れ合いが大切な乳児の時期ではありますが、昨今の不安定な景気動向等により保護者の就労が求職中を含めて増加し、3歳未満児に対する保育ニーズが高まっているものと考えております。

しかしながら、総合計画の人口推計でも4歳以下の人口は今後減少する見込みであることから、待機児童対策としての大規模な施設整備の計画は現在のところ持ち合わせておりません。まずは、

短期的な待機児童対策としては、前述のとおり、従前からの定員の弾力運用で対応してまいります。

保育所の定員は、県の認可を受ける時点で、施設面積、職員配置数等から、県から適正と判断された園児数を定員として定めているものでありますが、民間保育所も公立保育所も、通常、児童福祉施設最低基準より余裕ある人数を定員として定めていることから、定員の弾力運用として定員の20%までの園児の受け入れをすることが可能となっております。民間保育所での今以上の弾力運用は、面積的に非常に厳しいことから、本年10月の来年度の保育園入園申し込み状況を勘案した上で、公立保育所での弾力運用の拡充を検討してまいりたいと考えております。

次に、家庭的保育の拡大でございますが、家庭的保育につきましては、3歳未満の幼い幼児については、保育所での集団保育よりも家庭的な雰囲気での保育を希望される保護者がふえており、保育所に入園できても家庭的保育を選ばれる場合もございます。待機児童の急激な増加に対応するため、たかはま子育て・子育て応援計画で、平成26年度に5カ所の家庭的保育を設置するとして目標を前倒しして、来年度にもう1カ所開設できるよう検討しているところでございます。

加えて、さきの6月定例会で補正予算を御可決いただきました県からの委託事業として、新保育モデル調査事業を実施いたしますが、この事業は事業所内保育の企業ニーズ等や小規模な事業所内保育所として家庭的保育の手法導入の可能性を探り、子ども・子育て新システムの地域型保育給付として提案するものであり、調査の結果、家庭的保育の手法による事業所内保育を実施する市内事業者があれば、国からの補助の可能性を含めて検討し、市としての事業所内保育の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中・長期的な対策でございますが、本市では保育園での3歳未満児の待機児童が増加する一方で、公立幼稚園では、平成24年8月1日現在で定員800人に対して在園児598人で、202人の定員割れとなっております。

先般、国会で成立した子ども・子育て関連3法では、保育園と幼稚園を一体化した総合こども園法案にかわり、認定こども園法の一部改正法が成立いたしました。幼稚園を幼保連携型の認定こども園に移行することが単一の認可で可能となり、幼児教育と保育が一体化され、保育を必要とする園児も、保育を必要としない園児も、認定こども園で幼保一体のサービスを受けることができるようになりますとされております。

本市といたしましては、公立幼稚園の認定こども園化により、幼稚園での定員割れの部分に保育園の3歳以上児を受け入れ、現行保育園での3歳以上児を減らすことで、3歳未満児の受け入れ枠の拡大は可能になるものと考えております。

現時点で、「子ども・子育て関連3法」の具体的かつ詳細な内容が国から示されておられませんので、今後の国からの情報に注視し、認定こども園移行による対応を検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 御回答ありがとうございます。

では、学校評価事業について再質問させていただきます。

学校評価事業というのは、学校と教育委員会との関係を改善していっているというのは答弁の中で十分理解させていただいております。学校評価事業を行うことで、学校と児童・生徒の関係、このことがどのように改善されてきたのかということをご質問させていただきたいと思いません。学校評価事業、学校、先生方に対する評価、こういうことが主になると思うんですけども、主役はあくまで児童であり生徒だというふうに考えております。子供たちが、どういう形で、学校の対応の仕方の変化によってよくなってきたかという事例があれば、御説明していただきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 学校評価においては、学校と児童・生徒の関係がどう改善されたかというような御質問だと思えますけれども、学校において、その児童・生徒の成長に直接大きな影響を与えるのは、言うまでもなく教職員であることは間違いないと思えます。特に、若手教員におきまして、経験が浅くて、それから教科指導とか生活指導について非常に不安な面を多く持っている、こういったことも間違いないと思えます。以前は、教師一人一人が、教師一人の裁量で、授業が上手な先生、こういった先輩の先生に直接お願いをして授業を見せていただいて、それを自分の力にするといったことを行っておった時期もありました。しかし、そういったことが苦手な教師も中におったわけで、教師の力量というのは、御指摘のとおり直接、児童・生徒の成長につながっておるわけで、学校評価というのは、そういった各学校の抱える問題を洗い出して、それを組織的に解決していくと、そういう役割を果たしています。

さらに、もう一つ言えるのは、教師自身の意識改革、こちらのほうにもかなり大きくつながっているというふうに考えています。最近では、特に授業づくりに関して、教師自身がみずから抱えている課題だとか問題を分析しまして、その解決だとか力量アップのために、みずから積極的に自主的に研修会を立ち上げる。こういったことをしながら、一人一人の力量アップにつながるような動きが出てきています。これらは、やらされるというそういうことではなくて、今自分が抱えている課題を把握して、それを自分で解決できる、そういう自主的な動きになっているので、それで教師力の向上につながっています。だから、一人一人の教師力をアップすることによって、子供とか保護者だとか地域という三者の信頼関係の構築とか改善、こういったものにつながりつつあるなというふうに考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、答弁いただいた中で信頼関係という言葉が出ましたけれども、私の前に質問されたいじめ

の問題のところで、生徒が悩んだときに、相談するのはあくまで自分が信用している相手、こういう方に必ず相談すると思います。だから、問題というのは、大きくなる前にその中で解決するというとおかしいですけれども、相談いただかないとアクションを起こせなくなりますので、教師と生徒、教育委員会と学校の先生の間もそうだと思いますけれども、そういう人間としての信頼関係、こういうものが失われないような活動をお願いしたいなというふうに考えております。

続きまして、学校評価の事業の仕組みについて再質問させていただきます。

毎年、活動計画を立ててPDCAサイクルで活動されているという御答弁でしたけれども、活動が既に定着してしまっていて、継続してやっていくものについて、同じ実施内容で継続していつているというのは、若干その活動の重みといいますか、そういうところの管理の仕方も変えていくべきじゃないかなというふうに個人的には考えております。

御答弁の中でもありましたように、いいことには新しく取り組んでいくというお話をいただきましたけれども、その辺の選択と集中というわけではありませんけれども、定着したものについては、若干こういうところを管理していただくに終わらせる、新しく取り組みものについては、これは新しくやっていくわけですから、いろいろ知恵も使わないといけない断面が出てくると思います。時間もかかると思います。こういうところに力を入れて新しい課題の解決、こういうことが必要になってくると思うんですけれども、そういうことを実際にされているかどうかということをお説明いただきたいんです。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 学校評価のチェック段階で、課題といったものを解決するための更新策を策定しておるわけですが、学校の中ではこの更新策を非常に重要視しておって、各学校の中では学校関係者評価委員会という場があるわけですが、この中でその現状とか課題とか更新策を検討していきます。御指摘の必要なものをその場で取り入れて、不必要なものについてはカットする、そういったような基本的な姿勢をここで検討していくわけです。そして、この更新策をつくった段階で、それが教職員とか保護者とか、その地域の方とか、有識者、専門の大学の先生、そういった方々がいろいろ検討して、今後新しいものを一手をつくったときに、それがその教育現場に対して負担にならないような方策も考えております。

さらに言えることは、先ほどもちょっと言いましたけれども、教師一人一人の能力向上によって、比較的新しいものをつくとちょっと負担というものを感じるわけですが、教員の能力が高まることによって、今まで負担と感じていたようなものも、力がアップすることによって負担ではなくなるというようなこともあるわけで、今はそういったような現象が多くあらわれておって、教育委員会としても、そういったように新しい一手を学校がつくるということに対して過剰負担にならないように、いろんな方策を使いながら教師力をアップしておるわけです。より高い位置で学校経営を目指すために、この学校評価を使いながら、要するに、教員一人一人

が時間を使っても、目指す姿がはっきりしておれば、教師はそれに対してやりがいを感じると、そういう状況をつくっていききたいなというふうに考えています。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

教育の関係、学校評価については最後にしますけれども、質問というよりは進め方の中で、私もこういう仕事、議員にならせていただいて、学校の行事とかにもいろいろ便りとかを見せていただいているんですけど、あれもやったほうがいい、これもあったほうがいいという形でやられると、先生はもちろんですけども、生徒さんも逆に疲れるんじゃないかなという気がします。そういうところもしっかり見ていただいて、教師の方が生徒の状況、この辺を考えてやるべきことを、これは若干力を抜いて、力を抜くというと失礼ですけども、そういうことも必要なんじゃないかなというふうに考えますので、こういう子供たちを育てるんだということに主眼を置いて活動を進めていただければなというふうに考えております。

続きまして、2問目の待機児童関係の再質問に移らせていただきますけれども、待機児童の対策として、定員の弾力運用と家庭的保育を行ってきたという御答弁をいただきました。弾力運用での対応、家庭的保育での対応、それぞれ各5年間での運用の実態はどのような状況であったかをまず御説明ください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 待機児童に対する弾力運用と家庭的保育の対応ということでございますけれども、まず、保育園の入園のほうから御説明させていただきますと、次年度4月からの入園の申し込みを10月にさせていただく時点で、保育を必要とする要件を点数化いたしまして、点数の高い方から優先的に入園決定をしております。弾力運用を実施しても定員以上になった場合、この点数の順に入園をさせていただくという待機という形になります。現実には、入園児の方も転出ですとか保育の必要がなくなったということで退園される方がたくさんいますので、年度当初の入園申し込みをされました待機の方も、年度内にこの順番で入園をしていくという形になります。

また、待機となったという方につきましては、家庭的保育の御利用を御案内しております。家庭的保育を利用された方も保育園の入園を希望する方には、この点数による入園番号順というのは継続されておりますので、家庭的保育から保育園へ入園されるという方もおられます。

また、家庭的保育の利用を見ますと、年度当初の利用が少なく、年度途中で育児休暇から職場復帰される方の利用が多くなっておりまして、保育園での空きが発生する時期まで利用されるなど、年度途中からの利用がふえるという傾向がございましたが、平成24年度待機児童が大量に発生したということもございまして、4月から20人定員中15の方が利用しております。3歳未満児の入園の申し込みと対応を24年8月の時点で見てみますと、3歳未満児の申し込みが365

人ございまして、31人の弾力運用で314人の受け入れをしております。家庭的保育では、今18人の利用があります。

続いて、過去の状況を申し上げますと、23年度では、年度中最大の申し込み時で343人がありまして、17人の弾力運用で299人の受け入れをいたしました。家庭的保育では、途中、退所入所の方がおりますので、その方を含めまして26の方が利用されまして、3カ所15人の定員で月平均14人利用されたという実績になっております。なお、23年度も入園者の途中退園がございまして、4月から待機された方で希望の園の空きがないという理由で入園されなかった方を除きまして、9の方が年度途中で入園されております。また、家庭的保育の利用者では、4の方が保育園のほうに途中で入園されているという状況がございまして。

次に、22年度の状況でございましてけれども、最大314人の申し込みに対して16人の弾力運用を行いまして、294人の受け入れをしております。家庭的保育では19人が利用されております。

21年度でございまして、323人の申し出に対して16人の弾力運用を行いまして、297人の受け入れ、家庭的保育では20人の利用という形になっております。

平成20年度でございまして、最大318人の申し込みがございまして13人の弾力運用を行いまして、297人を受け入れさせていただき、家庭的保育では17人が利用されたと以上でございまして。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

弾力運用、家庭的保育、これはどちらかと言うと、個人的に言うのと、対処的に対応いただいた結果だというふうに認識しております。それと、最初の答弁の中で、幼稚園の入園希望者の数が減ってきているということで、その施設をうまく利用したいということで、今後、認定こども園の関係で幼稚園で受け入れられるような体制をしかれるということをお答えいただいておりますけれども、簡単に、保育園と幼稚園で基本的に運用の面で違いがあると思います。ですから、幼稚園が空いているから、ここに幼児を入れるというわけにはいかないものですから、そういうことを移行するに当たっての課題等があれば教えていただきたいのと、あと6月の補正の中で言われていた企業内保育の関係、これも調査をされていると思いますけれども、実際の状況について、全然まだ期間もないですから進捗がなければいけないで結構ですから、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、ただいまの再質問の中の前段の部分のところ、認定こども園化の課題の関係を、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、課題の1点目といたしましては、現在、幼稚園での給食というのは、隣接する小学校の調理室を使って出しておるという関係がございまして、これで認定こども園化になりますと、小学校が休みの間でも運用しなければいけないというようなことがありまして、その休み期間中の

認定こども園の給食をどうするかという課題が出てきます。これにつきましては、まず小学校が休みであっても、小学校の調理室を使うということをまず検討していきますが、その場合に、非効率であるとか防犯上の課題もあるというような課題がございましたら、他の外部搬入の給食も検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目といたしまして、現行の保育園の3歳以上児を減らして3歳未満児の定員を拡充する場合に、今、3歳以上児の一般的な保育室から3歳未満児用の保育室に改修する必要も出てこようかと思っておりますので、これについては保育園の改修計画等に合わせて検討してまいりたいというふうに思っています。ただ、この環境を市のほうが進めることができるのは、今回の子ども・子育て関連3法について国が恒久的な財源を確保してから進めるというようなことがございまして、消費税が8%になります平成26年4月に先行実施をして、10%になる27年10月から本格実施ということとされておりますので、それまでに本市の対応を確定をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） それでは、質問のもう一つ、後段の部分の事業所内保育の調査の状況に関してお答えさせていただきます。

事業所内保育や新しい保育モデルのニーズ等の調査を目的としました県からの委託事業であります新保育モデル調査事業につきましては、7月1日に愛知県と委託契約を締結しておりまして、それに伴いコンサルティング業者と業務委託契約を締結しております。現在は、その業者とアンケート調査の内容作成等を今協議している最中でございます。10月以降には、市内事業者にはアンケート調査を実施いたしまして、アンケート調査の結果のほうから、新保育システムに関心があります事業者の抽出を行いまして、必要に応じて、またその事業者に対してヒアリング調査をした後に調査結果を取りまとめ、県に新保育モデル調査報告書を提出する予定でございます。

市といたしましても、事業所内保育の新保育モデル事業の実施に意欲的な事業者がありましたら、子ども・子育て関連3法におけます地域型保育給付の新しい形態として、これが補助対象となることを国に要望しつつ、対応を検討していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 最後になりますけれども、教育の関係、保育の関係等、子供さんに関係することを今回質問させていただいております。やっぱり気になるのは、冒頭、前回のところで、家庭での役割、学校がその家庭での役割を担えるかということ、少し疑問に思っております。やっぱり子供というのは、親がしっかりしつけて、学校というのは共同生活をする場としてみんなとどういう関係を保つかということを中心に教え、学ばせる、そういう場だというふうに考えております。そういう面でいうと、冒頭ありました早寝・早起き・朝ごはん、他人に迷惑をかけない、こういう基本的なところは、家庭が主体的にやっぱり実施する内容だと思います。そういうとこ

ろを、保護者の方が集まったところできちんと説明いただいて、学校というのはそういう役割を担っているところだということをしちんとさせていただいて、保護者、学校、生徒・児童、この信頼関係をいかにうまく構築するかというのは一番大切な使命だというふうに考えておりますので、そういう観点でしっかり教育行政を行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時20分休憩

午後1時29分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、教育行政について。一つ、保育行政について。以上、2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告してある問題について、日本共産党と働く市民を代表して質問をいたします。

教育行政について。

いじめのない安全で健康的な学校づくりについて。

昨年10月、滋賀県大津市で中2男子が自宅マンションから飛びおり自殺しました。遺書はなく、直後に学校が実施した2回のアンケートで、市教委は、いじめと自殺の因果関係は判断できないとして調査を打ち切りました。遺族は、ことし2月、市や加害者とされる中3生徒とその保護者に7,700万円の損害賠償を求め大津地裁に提訴しました。口頭弁論の準備書面で、男子生徒が自殺の練習をさせられていたと生徒15人が回答していたのに、学校が放置していたこともわかりました。この問題では、滋賀県警も7月、暴行容疑で学校と市教委を自宅搜索するなど、捜査に着手しました。大津市も、遺族が推薦した3人と市が各団体に推薦を依頼した計5人の第三者委員会を発足させましたが、自殺から1年近い時間が過ぎた今、市の第三者委員会は各委員の専門的知識も生かしながら、なぜ生徒は自殺したのかという真相究明に加え、なぜ学校や市教委は機能しなかったのかとの踏み込んだ提言が求められています。

いじめは古くて新しい問題と言いますが、社会的問題でもあり、保護者の側から言えば、親のストレスが酒やギャンブルに走ったり、弱いところ、子供に当たる原因になったりもします。また、教師の側から言えば、管理体制や多忙化の中で子供のサインを見逃すこともあるでしょう。日本共産党が主張しているように、陳情でも提出されていますが、定数改善計画の早期実施で、教師が十分能力を発揮できるようにすることも重要だと考えます。

そこで、いじめについて高浜市も以前からアンケートをとっていると聞いていますが、過去3年間の結果をお示してください。

先日、毎年、全国のお母さんが集まる母親集会というのが、ことしは神戸で行われました。母親大会でのいじめの分科会では、子供のことをゆっくり話す条件づくりが課題だとして、小さな出来事一つ一つについて子供たちにどう思うか考えさせ続けながら、身の回りに幸せをつくり出す方法を教えなければいけないとか、大人が議論することと、子供自身が考えるようなことをしていけばいじめは減るのではというのは、私立高校生の意見です。母親からは、保護者と教師が手をつなぐことが大事で、責めるだけではだめだと思うという意見が出ました。

千葉県内の男性教師は、同僚や保護者との連携した取り組みで、いじめや恐喝、暴力を起こした子供について指導が難しいことを保護者にも正直に打ち明け、一緒に考えていきたい思いであることを伝え、呼びかけて開かれた懇談会の中では、問題児とされていた子の親も子育てに悩んでいることが保護者の間で共有できたという話も出されました。

みずからの命を絶つまでに追い詰められた生徒がいる事実に向き合い、問題を掘り下げる必要があると問いかけた中京大学教授は、子供たちに異質なものと意見の異なる他者とともに生きていく関係性を築く力を育てる教育をしなければならない。

立命館大学教授は、人とかかわり合いたい、つながり合いたいと生きる中で、トラブルは避けられない。成長、発達段階にある子供たちに、かかわり方や責任のとり方、関係性の修復ができる力をつける教育をすることが重要など、さまざまな意見が出されました。

また先日、NHKで放映していた中で、いじめていた子、いじめられていた子など、いじめにかかわっていた子が9割いたというアンケート結果が2年前の調査で出ていると言われていました。アンケートの聞き方、とらえ方で調査結果の数字は変わる可能性はありますが、いじめがあることについては変わりありません。

また、兵庫県川西市では、子供の人権オンブズパーソンとして、市役所に人権問題の専門家、弁護士、市長の3名を教育委員会とは別に置いて、子供の人権について守る立場で、ここでは保育園からカードを持って保護者からも情報をつかんでいるとも放映していました。いじめのない学校をと人権宣言を行うなど取り組みをしている学校は、全国で1万校を超えていると出ていました。

また、岐阜県可児市では、9月議会で富田市長から、小・中学生対象にいじめを防止するため、市や学校、保護者などの責務を明確化した子どものいじめ防止条例を提案したと発表しました。いじめは、社会全体で取り組むべきで、保護者にはいじめは許されない行為と子供に理解させるよう定め、市民にもいじめを見聞きした際の情報提供を求めている条例です。

いじめとは、深刻な精神的な苦痛を感じたものがいじめで、いじめをしない、見逃さない、させないの3ない運動に取り組んでいるところもあると聞いています。高浜市では、今後どのよう

にいじめのない学校をつくっていく考えかお聞かせください。

次の質問に移ります。

夏休みの対応について。

子供が夏休みに入ってプールに喜んで行っていると思ったのに、7月でお休みになってしまったそうです。子供は、その後はだらだらした日を過ごしていました。お母さんは、夏休みに入って夜も暑いし寝苦しい、朝、プールに入って元気に一日を過ごすみたいなどころがあったのと言われました。

プールの開放時間は、学校ごとに違っていてさまざまですが、学校の予定表を見てみると、7月31日までプール開放しているのが吉浜小学校で、9時30分から11時40分、あと午後開放しているのが、高取、高浜、港、翼小学校です。午前中には、高取、高浜などは8月3日までとか、10日までとか、学年でプールがあるようになっていきます。以前は、お盆のころまでプール開放していたり、1・2年生が入れる日はいつといつとか、1・6年生はいついつというように学年で分けていた時期もありました。午後は午後で、プール開放を地域割でとか、男女別で入れるようにしていたと思いますが、現在のようになったのはなぜでしょうか、お答えください。港小学校のように、夏休みを通してプールを開放することはできないのでしょうか。答弁を求めます。

次の問題に移ります。

発達障がい等の生徒に対する対応について。

発達障がいは、広汎性発達障がい、これは自閉症などが入りますが、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳機能の発達に関係する障がいです。発達障がいのある子供は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、すぐれた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。発達障がいの人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子供のうちから気づきと適切なサポート、そして、発達障がいに対する私たち一人一人の理解が必要です。昨今、発達障がいという言葉がよく話されますが、私を含め内容が十分わかっている方は少ないのではないのでしょうか。学校ではどのように対応しているのでしょうか。お答えください。

次に、子供行政についてお伺いします。

子ども・子育て新システム修正案の影響について。

民主党政権のもとで構想されてきた子ども・子育て新システムの本質は、市町村が保育の実施義務を負っている現在の保育制度を、利用者補助制度直接方式に変えることにありました。これに対して3党合意の修正案では、保育所保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするこの確認書を踏まえた子ども・子育て支援法案の自民、公明、民主党の3党の修正案では、民間保育所については現行どおり市町村が委託費を払い、利用者負担の徴収も市町村が行うこととされました。これは、「親が自分で保育施設を探し、訪ね、施設と直接入所の契約を

しなければならぬなんて」、「入れなくても親の責任にされてしまうなんて反対」という声が大きく広がりました。新システム反対の集会には、過去最高の6,000人が集まり、反対の署名運動も大きく広がりました。

国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐと、これは堺市議会などの意見書ですが、300以上の地方議会が新システム反対や懸念の声を上げました。修正案では、この声に押され、削除しようとしていた児童福祉法第24条、市町村の保育実施義務の規定は残ることになりましたが、これで安心とは言えません。なぜかと言えば、修正案で、市町村が責任を持つのは保育所の保育だけで、その他に認定保育園や小規模保育など多様なサービスを誘致することになっているものについて、これらの実施に市町村は責任を持ちません。保育が必要なすべての子供を市町村が保育所で保育するという大きな原則を壊してしまおうとしているのです。施設に直接申し込む直接契約も変わりません。当分の間は市町村が窓口と言うけれども、期間限定です。保育の必要性を認識し、パートタイムだと短時間しか受けられない仕組みもそのままです。決められた時間を超えた部分は、原則自己負担です。

この点、高浜市はどのように対応される予定かお答えください。

さらに、子ども・子育て支援法案の修正を見ると、認定こども園、幼稚園、保育所は、教育・保育施設とされ、保育所の運営費や私学助成などの補助金が一本化され、個人給付化しています。個人給付化された補助金を施設がかわりに受け取ることになり、自動的に施設補助方式から利用者補助方式へ移行します。つまり、利用者補助方式の転換という子ども・子育て新システムの本質部分は徹底されていると言えます。修正と言っても、自治体が責任を持つ部分を大幅に狭めてしまい、後は父母の自己責任という新システムのもともとの大部分はそのまま残されているのです。

そこでお聞きします。政府のQアンドAでは、滞納を理由とした契約解除を可能としています。が、児童福祉の視点を欠くもので、続けて働きたい場合、待ってもらえるのかどうかお答えください。

保育園に入れなくて待っている待機児が今でもいますが、認可保育所を増設する努力なしに解決はできないと考えますが、どのような見解を持っているのかお聞きします。

新しい制度で、保護者は、市町村から「短時間」と「1日」の2段階の保育の必要量の認定を受けることとなります。短時間とは、1日とは、具体的に何時間を考えているのかお答えください。

新しい制度で、認可保育所以外の保育所の利用料が所得に応じた利用料になるのかどうかお示してください。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 子ども未来部長。

[子ども未来部長 神谷坂敏 登壇]

○子ども未来部長（神谷坂敏） それでは、順番が逆になりますが、内藤とし子議員の2問目、保育行政について、（1）子ども・子育て新システム修正法案の影響についてにお答えいたします。

これまで、国で検討されてきました子ども・子育て新システムにおきましては、社会保障と税の一体改革における3党合意による修正を踏まえまして、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、いわゆる認定こども園法の一部改正法及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」いわゆる関係法律の整備法の子ども・子育て関連3法として、平成24年8月10日に成立し、同月22日に公布されました。

これらの法整備における主なポイントとしては、認定こども園制度の改善や認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付となる施設型給付、小規模保育等への給付となる地域型保育給付の創設及び地域の子ども・子育て支援の充実が上げられます。

さきの幸前議員の一般質問において申しあげましたように、国からこれらの詳細な情報が示されておらず、御質問の本法律による影響に対する本市の対応や考え方について、具体的な内容をお答えできる段階ではございませんが、国が子ども・子育て関連3法に係る概要を示す資料を情報提供しておりますので、その内容を踏まえた見解を、保護者と保育所等施設、市とのかかわりの部分を重点に述べさせていただきます。

まず、保育園入園を希望する場合でございますが、これまでは通常、保護者は入園申込書に雇用証明書等の必要書類を添えて、認定こども園以外は市長あてに、認定こども園は各法人あてに、受付窓口は市か希望園のいずれかも可として提出を受け付けております。雇用証明書の内容等により、保育に欠けるか否かを判定し、その他支障がなければ、市か認定こども園運営法人から入園許可が出されます。この際におきまして、入園決定権者が市である民間保育所はもちろん、認定こども園においても、保育に欠けるか否かの判定は、市と同等の基準を採用し、入園に係る面接においても市が同席していることから、認定こども園が利用者に入園を許可する過程において、市は調整役として十分関与している状況であります。

新制度では、保護者が保育の申し込みをする前に、まずは保育の必要性についての認定を市に申請し、市が発行する保育の必要性を認定した認定証の交付を受けることが必要となっております。保護者は、その認定証を添えて利用申込書を提出することとなっておりますが、認定の申請と保育園利用申し込みは同時に申請することが可能となっております。また、市が保育の必要性を認定するには、これまでと同様に雇用証明書等の書類をもとに判断することになると考えられるため、利用者がこれまで保育園入園の際に行っていた手続について、新たに必要となるものは

発生しないと見込んでおります。

また、新制度での保育の必要性の認定の際の必要性の度合いではありますが、これまでも雇用証明書等の内容を踏まえ、勤務時間や保育に欠ける事由等により点数化を図り、点数の高い、いわゆる優先度の高い利用者から年度当初に入園できるよう事務を実施しており、認定においても、基本的にその考え方と大きく変わらないものと考えております。

加えて、新制度において、市が保育利用の調整を行うこと及び民間保育所においては、これまでと同様に、市と利用者の契約となることが規定されていることから、これまでに市が民間保育所や認定こども園の入園に際し、保護者と関与してきた形態も大枠では変わらないものになると認識しておりますので、利用者にとっては、これまでと大きな変更もなく入園手続をしていただけるものと考えております。

また、園運営におきましても、民間保育所はこれまでと同様に保育料は市の歳入となり、運営費は、支弁費を委託料として市が支払うこととなっております。認定こども園については、これまで支弁費から法人が徴収した保育料を差し引いた額を委託料として支払っていたものが、保育料はこれまでと同様にみずから徴収し、施設型給付が保護者に対する個人給付を基礎とする中で、確実に保育費用に充てられるよう法定代理受領の仕組みにより園が受領することとなるため、園運営に必要な費用は充当されるものと見込まれます。

利用者負担の水準については、財源のあり方とあわせて制度施行までに検討することとされておりますが、現時点では、現在の利用者負担の水準を基本に、所得階層ごと、利用時間の長短の区分ごとに国が定める額をもとに、各市町村が検討を加えることになるものと考えられます。

なお、施設整備につきましては、民間が運営する認定こども園の場合については、現行の安心こども基金による補助の水準を維持が示されておりますので、将来的には、民間保育所の認定こども園化も視野に入れるべきであろうと認識いたしております。

本市では、既に2園の認定こども園があり、親の就労の有無等に合わせた預かりを実施し、保育に欠けない短時間保育の児童と保育に欠ける長時間保育の児童が、ともに園生活を過ごしているという特徴やよさも十分に把握をしており、子ども・子育て関連3法の整備に伴う認定こども園への移行を含めた保育事業の今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回成立した子ども・子育て関連3法により、本市がこれまでに実施してきた保育行政の中のとりわけ入園や園運営に係る事柄において、現在のところ大きな影響があるという認識はございませんが、今後、国から示されるであろう詳細な情報を注視するとともに、これまでどおり子供の最善の利益を考えた保育行政を進めてまいることには変わりはないことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[子ども未来部長 神谷坂敏 降壇]

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳）　続きまして、内藤とし子議員の1問目、教育行政について、（1）安全で健康な学校づくりのためにについてお答えします。

いじめのない学校にするための取り組みにつきましては、16番議員の答弁と重複することがありますが、御容赦願いたいと思います。

いじめを含め、児童・生徒のさまざまな問題行動等への対応につきましては、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があります、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童・生徒一人一人に応じた指導、支援を積極的に進めていく必要があります。特に、いじめ問題への対応については、2つのポイントについて十分な配慮が必要との認識に立っています。

まず、1つ目のポイントは、いじめ問題に関する基本的認識の確認です。いじめは、どの子どもどの学校においても起こり得るものという基本的認識のもと、次の5点について、学校現場に対して再確認してまいりました。

第1点目は、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないと強い認識を持つこと。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせること。

第2点目は、いじめられている子供の立場に立った指導を行うこと。子供の悩みを親身になって受けとめ、子供の発する危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に感知するよう努めること。

第3点目は、いじめは家庭教育のあり方に大きなかわりを有していること。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要であるということ。

第4点目は、いじめの問題は、教師の児童・生徒観や指導のあり方が問われる問題であること。個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進するということです。道徳教育、心の教育を通して、かけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びなどについて指導することが必要です。

第5点目は、家庭、学校、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。いじめの解決に向けて、関係者のすべてがそれぞれの立場からその責務を果たす必要があります。

次に、2つ目のポイントは、いじめに関する取り組みであります。

まず第1は、実効性ある指導体制の確立です。それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する必要があるということです。

第2は、実践的な校内研修の実施です。教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施すること。

第3番目が、すべての児童・生徒への指導です。いじめは人間として絶対に許されないという

意識を一人一人の児童・生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないという認識。また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童・生徒に持たせることです。

第4番目は、いじめる児童・生徒への指導、措置です。いじめを行う児童・生徒に対しては、一定期間、校内において他の児童・生徒と異なる場所で、特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もあること、さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童・生徒を守るために、いじめる児童・生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとったりすることも必要であること。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童・生徒については、警察との連携を積極的に図ること。

第5番目は、いじめを許さない学級経営です。グループ内での児童・生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導のあり方について不断の見直しや工夫改善を行う必要があること。

第6番目は、いじめの早期発見・早期対応です。児童・生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんなささいなものであっても真剣に受けとめ、速やかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図ること。

第7番目は、いじめを受けた児童・生徒へのケアと弾力的な対応です。児童・生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や養護教諭等との連携を積極的に図ること。また、いじめられる児童・生徒には、保護者の希望により関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要があること。

第8番目は、家庭、地域社会との連携です。学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日ごろより積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。

以上のように、各学校は多方面からのいじめに対する取り組みを行っておりますので、現在のところ、重篤ないじめ問題は発生しておりません。今後も、早期発見、早期対応を旨とした対応の充実に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、(2)夏休みの対応についてお答えします。

この件につきましては、夏休み中の小学校におけるプール開放の実施概要についてお答えいたします。

平成20年に指導要領が改訂され、小学校は23年度、中学校は24年度より完全実施されました。この指導要領の改訂は、教育の今日的な課題を受け、より一層、児童に生きる力をはぐくむこと

を求めています。生きる力とは、知、徳、体の調和のとれた育成により身につけていくものであります。そのため、各学校におきましては、地域や学校の実態、児童の心身の発達や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成しております。その中で、体育、健康に関する指導は、保健体育科の授業だけでなく、学校教育全体を通じて適切に行うものとして、各学校で工夫しながら取り組んでおります。特に、児童の生活において適切な体育・保健指導に関する活動の実践を促すことは、生涯を通して健康、安全で活力ある生活を送るための基礎が培われることとなりますので、地域や学校の実態に合わせて、どの学校でも力を入れて取り組んでいるところであります。

さて、夏休み中の取り組みについてであります。夏休みは、児童自身がみずからの生活を設計し実践することによって児童自身の主体性をはぐくんだり、みずからの個性を伸ばしたりする期間ととらえています。そのため、夏休みを充実したものとするために、学校では出校日を設け、児童の夏休みの生活の様子を把握したり、学習支援の教室を開いたり、プール指導の時間を持つたりして児童を支援しています。

学校のプール開放も児童の夏休みを充実させる一つの取り組みです。プール開放による水泳指導は、体力の増進や水泳の技術向上に大変効果があります。そのため、高浜市のすべての学校で積極的にプール開放に取り組んでいます。もちろん、学校によってプール開放の方法や回数、1回当たりの時間等に違いはあります。プール開放は、地域や学校の実態、児童の状況に応じて行われています。各小学校は平均10回程度の開放を行っています。港小学校につきましては、本年度は18回のプール開放を行いました。港小学校は、かつて体力テスト、運動能力テストで全国平均より劣っている種目が多かったために、体力づくりに力を入れてきました。長時間放課を30分にしたり、竹馬やフリスビーなど楽しく体力づくりができるための道具をたくさん用意したりして、児童の体力向上に取り組んできた経緯があり、夏休みのプール開放による水泳指導もその一環として取り組んでいます。

夏休みのプール開放に加えて、各学校では学習支援にも力を入れています。夏休みの前半と後半にサマースクールを実施しています。本年度は、多い学校で9日間、少ない学校で5日間実施しました。知、徳、体のバランスのとれた児童・生徒の育成のため、地域や学校の実態、児童の特性に応じ、夏休みのプール開放を含めた子供たちへの指導は多岐に渡っています。バランスのとれた指導を無理なく実施するために、プール開放につきましては、現状が適正であると判断しております。

最後に、（3）発達障がい等の生徒に対する対応についてお答えいたします。

高浜市では、平成17年度に文部科学省の研究指定を受けて以来、特別支援教育の充実を目指してまいりました。発達障がいを含むすべての障がいのある幼児・児童・生徒の支援のため、教員研修、外部専門家の巡回、派遣等、各学校の特別支援教育を総合的に推進しているところであります。

具体的な取り組みとしましては、4つの重点方針を立てました。

重点1は、校内支援体制の整備と充実を図り、実質的に機能するものにする事。

重点2は、特別支援教育における教師力の向上を目指すとともに、よりよい支援の方策を探ること。

重点3は、特別支援ファイルのネットワーク化を実現し、各関係機関との連携による支援の可能性を探ること。

重点4は、保護者、児童・生徒への啓発を行うこと。

これらの活動を特別支援教育連携協議会にて、組織的に推進してまいりました。特に、教師力向上については研修会を中心に力を入れてきました。

初任者教員向けとしては、幼稚園、保育園への2日間の体験研修があります。一般園での障がい児受け入れによる療育を視野に入れた保育の実際を体験することで、就学までの子供の生活の様子や発達過程について研修します。

また、2年目教員研修としまして、療育施設のみどり学園へ2日間の体験研修を実施しています。心身の発達におくれがある幼児を保護者とともに集団療育する施設での体験活動を通し、発達におくれがある子供に対する対応や保護者支援について理解を深めます。指導員から療育についての講話も受けます。また、発達障がいの理解と支援についての講義と研究協議を夏休みに実施しています。自分がかかわった児童・生徒についてレポートを事前提出させ、よりよい支援について協議し、その後、特別支援教育アドバイザーから指導助言を受ける研修になっています。

さらに、3年目教員研修では、県立特別支援学校のひいらぎ養護学校へ体験研修に行きます。障がいのある児童・生徒への対応の仕方について理解を深めます。また、気になる子への対応について、講義と研究協議を行います。今年度、担任している児童・生徒で気になる子について、対応に困っていることや相談したいことを事前に提出し、事例検討をしています。また、各学校において、講師を招いて、気になる子の事例研究を行ったり、県の巡回訪問指導を受けたりしており、特別支援教育に対する理解を深めるためのさまざまなアプローチを継続して行っています。

さらに、各校における特別支援教育コーディネーターを通して、市内で行われる特別支援教育関係の講演会や市外での研修会への参加を呼びかけています。支援に入る常勤講師や非常勤講師にも声をかけ、学校全体、市全体で発達障がいのある子を支えようというものです。専門的な知識を得ることに頼るだけでなく、学校外の関係機関とも連携を取り合って、よりよい支援や対応ができるように進めています。

これらの取り組みにより、職員の特別支援教育に関する知識、理解の向上、幼児・児童・生徒の実態把握と対応方法の理解、保護者との連携による適切な支援等につながっています。

今後も、より充実した特別支援教育を推進するために、研修、研究に励んでまいり所存であることを申し上げます。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 教育行政について伺います。

今、さまざまな取り組みと申しますか、報告がありましたが、これらの取り組みをやっている中で、高浜市では重篤な事例はないというお話でしたが、いじめがないわけではない、あるわけですから、重篤でなくても、本人たちが重いと言っはいいないにしても、本人が大変困っているとか悩んでいるという状況があると思うんですね。そういう子供たちに対してどのようにされていく計画なのか。そのことについてお願いします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほどの答弁にも入っていましたが、まず定期的に各学校ではいじめに対するアンケートを実施しています。ふだん活発な子は比較的、口ですぐに困った場合は担任の先生等に申し出ることができるんですけど、なかなか内気な子についてはそれができないので、統一した時間に皆が同じようなことをやることによって、アンケート用紙に今困っていることを書くというようなことで発見できるケースがあります。ことしの場合も、6月と7月、学校によって月が違いますが実施をしまして、それをもとにして、それぞれその内容に書かれたものについて各学級担任が相談活動を行っています。夏休み前にそういった相談活動をして、さらに夏休み後に、ちょうどこの時期になりますけれど、相談のあのねタイムとか、そういったような活動をしておる学校もあります。それが一つ、本当に困っている子に関しては、救いになるような取り組みではないかなというふうに考えております。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

それで、先生方も大変多忙な中でそういういじめの問題にも取り組んでいただいていると思うんですが、これがまた特に中学校3年生なんかになりますと、高校進学という問題が出てきますと、先生方も過重労働と申しますか、遅くまでそういう問題も抱えて、片方では高校へ入る手続と申しますか、そちらもやらなければいけないということも出てくると思うんです。そういう点では、先生方の過重労働と申しますか、その忙しさをどのように減らしていくのか、その点をお示しく下さい。

それから、夏休みの対応についてですが、適正に各学校ともやっているというお話が出ましたが、吉浜小学校で申しますと、ほかの学校は午後なんですけど、吉浜小学校では午前中プール開放して、午後はないことになっているんですけど、これは本当にプール開放がないのかどうか、その点をお示しく下さい。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 最初の、教師の多忙をどう解消するかという問題でありますけれど、特に、時期的によってはどうしても多忙になる時期があるわけで、その辺を学年体制とか学校体

制で、年間を通してどの時期が忙しいのかということについては、計画的に今の事務処理等を進めるようにしております。ただ、どうしても先ほどおっしゃいました年度末に関しては多忙になりますので、できるだけ経験の多い教員が浅い教員に対して指導するというような形をとりながら、チームで取り組んでおります。

それから、2つ目の夏休み中のプール開放で、特に吉浜小学校のプールの開放の時間が出ましたけれども、吉小につきましては確かに午前中、2ローテで開放しております。最初が9時30分から10時35分という1時間ぐらい、その後引き続いて10時35分から11時40分という2回に分けて、子供たちを入れております。午後については、開放はしていません。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 少し私のほうから考え方をお話したいと思います。

実は、皆さんごらんとおりで、いじめというのは意図的とは限りません。また、無自覚なものもあります。そして、日ごろは仲のよいグループといいますか、そういう中で突然と関係が悪くなるというようなこと等もあります。そうしますと、私ども、基本的には何が一番大事なのかということでありませけれども、やはり起こってからではなくて、いかに事前に発見をしていくかということがかぎであるかというふうに思っています。

実はそのポイントというのは、これもよく言われておりますけれども、4つの目があるというふうに言われています。それは、1つは子供の目でありませけれども、2つ目が先生目、それから3つ目が父母目、4つ目が地域目ということでありませ。当然ながら、先生目も非常に大切でありませ、そのポイントというのは、いかに何事かあったときに担当の先生に相談に行くことができるのか、そういうことがかぎになるのではないかというふうに思っています。そうしますと、やはりそこでは日ごろからわかりやすい授業を展開していくと、そういう関係づくりが非常に大きなかぎを握っておるのではないのかなというふうに思っています。それが、ひいては先生のいわゆる多忙を少しでも少なくする、そのヒントではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 吉浜小学校は、今言われたように二交代制で午前中やっているんですが、それが約1週間、7月で終わったということなんですが。先ほど質問いたしましたが、過去には午後プール開放していましたが、これはなぜなくなっているのか。午前中、学年で入るということもやっていたけれども、午後は地域でとか、男女別でとか、プール開放していたんですが、それはなぜなくなっているのかお示してください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） なくなったというわけではなくて、時間帯とか時期がずれたり縮小したりとか、そういうような形になっているわけで、先ほど答弁の中にもありましたけれども、

吉浜小学校の場合ですと、単純にフリーのプール開放というのが午前中のこの全部で10回あるわけですけれども、それに加えて、サマースクールの一環で水泳指導というのが入ってまして、これは学習と体力づくりで、この時期ですと水泳という形で水泳指導のサマースクールを学年で割り振って全部で5日間実施をしております。ですから、その関係で、午前中とか午後にサマースクールを持ってくることによって、水泳のプール開放の時間がずれるというような形になっていきます。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、プールについては7月いっぱい、そのほかにも水泳を兼ねたサマースクールで5回あると。でも、全部行ったとしても15回です。特に暑い時期でもありますし、以前のように、午後もっと遅くまで、ちょっと日にちははっきり調べていませんが、全体の子供たちがプールに入れるというのがずっとあったと思うんですが、そういうのはなぜなくなっているのか、その点をお聞きします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 最初の答弁にもありましたように、夏休みはできるだけ子供たちの自主性を重んじるという部分もありまして、学校としては、このくらいの回数が適正ではないかと。指導面につきましては、以前は、夏休みに市の水泳大会をやっていたんですけれども、それもあってプールの時期はずっとこのように延びてきたわけですけれど。今は、7月の第1の週に水泳大会を持っていますので、プールを始める時期が以前と比べると半月ぐらいは前にずれてきました。だから、実際には水泳に関する指導については、内容的に十分満たしておると思うんです。ですので、今のところ学校としては、夏休みの回数としてはこれが適正ではないかというふうに判断をしております。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） でも、吉浜小学校はそれで適正だというお話ですが、ほかの学校では午後のプールをやっているわけですし、港では、体力の向上という目的があると思うんですが、体力の向上という面では港だけが頑張ればいい話ではなくて、どこの学校も、やっぱり健全な精神は健全な肉体に宿るなんていう言葉もありますから、必要だと思うんですが、その点でどうかということ。

それから、発達障がいの問題ですが、先ほどの質問の中で、発達障がいの方がセンターのほうに110人訪問があったというようなお話がありますが、その中で小・中学生の該当者はどれぐらいいるのかお示してください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 110人というお話、午前中の質問の中で出ました。この数字につきましては、424人、5歳児健診を受診され、その結果に基づいて110人を包含した数ですので、小

学校の数ではありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） プールの件の続きでありますけれども、実際に吉浜小学校以外の学校というのが、午後1時から、4校についてはプール開放をやっております。これも先ほど申し上げました、午前中はサマースクールということで、学習面での指導に対応しておりますので、そういう形になって朝涼しいうちに勉強を、ちょっと暑いときになったら水泳というような形をとっております。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 以前は午後もやっていた。大変こだわりますが、実際に……

○議長（北川広人） 内藤議員、質疑の内容が同じですので、繰り返しになっておりますので、違った観点からの質疑なら認めますけれども、同じ質問の繰り返しは御遠慮いただきたいと思えます。

○12番（内藤とし子） いや、だから、午後やっていたというのは何でなくなったのかということをお話。実際に、私の子供が行っていたところは午後入っていたものですから、どうしてなくなったのかというのは、わかっていたら聞きたいということをお話。その件についてはお話を聞かないと思います。

それと、発達障がいの子供ですが、小・中学校の相談などはどれくらいあるのか、わかっていたら教えてください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほどからずっと申し上げております、なぜなくなったかというのは、学校の教育課程の中の一環として、夏休みの回数は適正であるというふうにお話。そういう理由があります。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 適正だというお話なんです、親御さんたちにはそういう説明といたしませんか、こういうことでプールの開放が少なくなっているというふうなお話はされているのでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 特に学年だより等を通して、回数的には報告をしております。

○12番（内藤とし子） だから、発達障がいの小・中学生で何人……

○議長（北川広人） 内藤議員、本日、通告いただいておりますが、教育行政についてということで通告をいただいております。

○12番（内藤とし子） わかっていますよ。

○議長（北川広人） ですから、福祉行政のほうではありませんので。

○12番（内藤とし子） いや、だから、発達障がいの子の件についても聞いているでしょう。

○議長（北川広人） 教育行政上の答弁をさせていただきますので、よろしいですか。

○12番（内藤とし子） はい、いいですよ。

○議長（北川広人） よろしいですか。

○12番（内藤とし子） はい。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほど御指摘にあったのは、診断が出ている発達障がいの子供と、それから健常児と診断が出ているちょうど中間に挟まるグレーゾーンと言うんですか、少し障がいがあるのではないかなと思われる生徒・児童、人数的にはちょっとこちらでは資料を持って来ていませんので、パーセントで言うと、大体グレーゾーンまで入れると約6%ぐらいであると踏んでおります。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

それでは、保育行政について質問します。保育行政の子ども・子育て新システム修正法案の影響についてに移ります。

先ほど、まだ国のほうからしっかりしたものが来ていないというお話がありましたが、実際、高浜市が3党合意の修正案でこれからやっていかなければいけないわけですから、わかっているところについては考えがあると思います。その点でお聞きしたいわけですが、支援法案の修正を見ると、パートタイムと1日時間というのが認定が変わることなんですけど、もし、これが1日と短時間、時間としてどれぐらいの時間が認定されそうなのか。

それと、先ほども言いましたが、もしお母さんが働いていても仕事が首になった場合に、次のところが決まらないこともありますので、そういう場合に探そうとした場合、すぐ認定を取り消されてしまうのかどうかということと、認可保育所以外は、保育所の利用料はどうなるのかお示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） まだ、実際に細かいところが出ていませんので、わかったところのお答えということで御了解いただいていると思いますけれども、まず、どれぐらいの時間が短期と長期で保育が必要なのかということなんです。現在も通常4時間以上の方が保育という形になっておりますので、きっとこれが4時間以上が保育を要するという形の中で、これに区分がされるかもしれませんが、4時間以上が保育を必要とする方だというふうに継続されるのではないかと、いうふうに私どもは考えております。

それから、母親が働いているのが首になった場合にはどうするのかということですが、まさにそれこそが、認定こども園のよさであると思っております。例えば、保育に欠ける状態、

今でもそうですけれども、保育に欠ける状態がなくなれば、当然、保育園を退園していただく形になるわけですが、例えば、仕事をやめられたという形の中で、保育園の利用の必要がなくなれば、それは同じ保育園の中の幼稚園機能で子供を預けていただくことができるというふうになろうかと思っております。

それから、保育料以外の保育料ということですが、要するに認定こども園でやる場合と、基本的に保育料というのは国から多分示されて、市町村のほうの中で今と同じように定めていくんだらうと思っております。それから、それ以外のものという、例えば家庭的保育ですとか小規模保育だとか、そういったものは、今回の改正法の中では市町村独自の地域の実情に合った保育として提供しなさいと言われておりますので、それについてやはり市の補助金ですとか、いろんな財源等を工夫しながら、適切なものを想定していくというような形になろうかと思っております。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 認定が4時間以上ということで認定されるだろうと、もう一つは1日ということがありますが、そうしますと4時間預かって帰るといことになりまして、保育の内容がばらばら保育といいますか、こっちの子とこっちの子と同じように運動会の練習にしる、保育発表会の練習にしるできなくなるわけですが、そういう点ではどのように考えてみえるのかお示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今の質問でございますけれども、今現状でも、先ほど4時間で月15日以上、とにかく外勤でいう最低のところなんですけれども、じゃ、その人たちが今でも現状4時間で帰っているかというそういうわけではなくて、通常保育というのが最低基準の中で原則8時間と決まっておる中で、今仮に4時間という子供たちでも、親の就労だけを見て保育をしているわけじゃなくて、子供の社会性、集団生活等を営むということも育てていくところを踏まえて8時間という運用をしている中で、それ以上の、今ですと8時から16時というところが通常保育なんですけれども、それを超える部分については就労のところが加味されますけれども、それ以外のところは今現状も担保されておりますので、その中で4時間だから帰るよというところにはならないんじゃないかなと認識しておりますので、よろしく願います。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それが担保されて、本当に子供のために保育がされていけばいいんですが、もしそれが変わってくるようなことになると、大変な結果になってくると思います。そういう点では、子供たちを守る立場にある行政の方たちも、この修正案が子供たちのためにならないようなとらえ方になっていかないように、ぜひ頑張ってくださいようお願いをして、この質問を終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は14時45分。

午後 2 時35分休憩

午後 2 時44分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、鈴木勝彦議員。一つ、学校環境について。一つ、地域環境について。以上、2問についての質問を許します。

10番、鈴木勝彦議員。

〔10番 鈴木勝彦 登壇〕

○10番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります学校環境についてと地域環境についての2問についての質問をさせていただきます。

まず、学校環境についてであります。

昨今のいじめに対する事例が多く報道されるようになってきたと感じます。それは、陰惨で卑劣な行動がもたらしたことにより、自殺という行為で自身を終わらせようとする被害者（児童・生徒）が多く見られるようになったからだと考えます。当事者（児童・生徒）にとっては、いじめという行為を受けることによりいたたまれない心境に陥り、判断能力がなくなり、内向きな思いを抱くようになってしまうからでしょう。そこにだれかが手を差し伸ばし温かい気持ちで接することにより、今まで受けていたいじめに立ち向かい前向きな考えに切りかわり、生きよう、学ぼうと考えるのではないのでしょうか。それが一体だれなのでしょう。家庭、学校、先生、友人、先輩、あるいは地域なのではないかと考えさせられてしまいます。

事件が起きてから関係者が言われることは、決まって「そんな行動に気づかなかった」「わからなかった」であります。家庭や学校・地域の中で何かを見逃してしまっているから、こんな悲劇が起こるのではないのでしょうか。楽しいはずの小・中学校生活が、一部の児童・生徒による個人や複数によるいじめにより、当事者（児童・生徒）にとってはとても我慢できない、つらい、取り返しのつかない学校生活となってしまいます。

いじめの原因には複数の要因があると言われていています。まずは家庭内、学校生活、友人関係等、数え上げれば切りがありませんが、それらが重なり合っていじめにつながっていると考えています。いじめが社会問題化したのはいつごろのことでしょうか。自殺という重い決断を子供たちが選択するようになってからではないのでしょうか。なぜ自殺を選んで現実の世界から逃避したいと考えるのでしょうか。その心境や実態はわかりません。

私たちの通っていた小・中学校時代でも、いじめはありました。しかし、自殺という行為に至るような陰惨な卑劣な行為はしなかったはず。集団生活の中で自他の抑制力が働いて、結果的にはけんかで終わってみたり、誤解であったりして仲直りをしたものです。そこにプラスの要

因として、学校生活の中に縦の力と横の力がしっかりとかみ合って秩序が保たれていたように感じました。なぜこんな問題が起こる学校に、社会になってしまったのかと考えさせられます。家庭や学校・地域が将来このまちを担っている子供たちのために、これから何をすべきか、真剣に考えながら、より一層の連携した取り組みが大切だと考えます。

そこで、これまでに報道されている多くの事例から、教育委員会や学校がどのようにいじめをとらえているかをお聞かせください。

以後、一問一答方式で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

[10番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、いじめをどのようにとらえておるのかという御質問でございますけれども、4月13日に御案内のとおり、文部科学大臣はすべての学校・教育委員会関係者の皆様へという談話を発表しております。改めてその要旨を申し上げますと、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺案件が発生していることは大変遺憾です。子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいま一度確認したいと思います。いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子供にも起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。文部科学省からの通知等の趣旨をよく理解の上、平素より万が一の緊急時の対応に備えてくださいという内容でありました。

もとより、高浜市教育委員会といたしましては、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという認識のもと、いじめをなくすためには、まずは先ほども申し上げましたが、日ごろからの個に応じたわかりやすい授業を行うことが基本であるというふうに考えております。そして、深い児童・生徒の理解に立って、生徒指導の充実を進め、児童・生徒が楽しく学びながら、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことがもっとも重要であると考えているところでございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

事件が起きて報道がされました。そのときに近隣の市町では、教育長が教育の徹底指導というんですか、訓示といいますか、そういうことをなされたかと思っておりますけれども、当教育長としては、市内の小・中学校に対して、学校長に対してどんな指導を徹底されたのか、事例があればよろしくお聞かせしたいと思います。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 実は、ちょうど7月12日に定例の校長会がありました。したがって、そこで大津市の中学校に警察の家宅捜査が入ったということに触れまして、いじめの早期発見、

早期解決に改めて全力を尽くす必要があるということ、そして情報の共有こそが必要なんだということをお願い、確認をし合ったというところでございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、御答弁いただいたように、高浜市のいじめに対する基本的な考え方は理解させていただきました。

それで、次に、愛知県のいじめの件数と比較して、当市の現状はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） いじめの件数ということでございます。3年分お答えさせていただきます。

まず、愛知県のいじめの認知件数でございますが、平成20年度につきましては、小学校が4,939件、中学校が4,225件ということで、合計で9,164件。21年度につきましては、小学校が4,286件、中学校が3,536件ということで、合計で7,822件。22年度につきましては、小学校が4,853件、中学校3,746件ということで、合計8,599件となっております。

一方、高浜市のいじめの認知件数でございますが、平成20年度は、小学校が1件、中学校が4件の合計5件。21年度につきましては、小学校が7件、中学校が2件の合計9件。平成22年度につきましては、小学校が2件、中学校がゼロということで合計2件となっております。数字的には少ない状況であると言えます。このことにつきまして、各学校が共通的に取り組んできたいじめ対策の成果が出ておるということで考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

大変低い数字というのは、我々にとっても非常にありがたいことでありますし、先生方にとっても非常に御努力のたまものだと思って感謝しております。今回のいじめの防止に対する取り組みに対しても、これで3人目の議員ですので答弁いただいた部分はちょっと省略させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いじめは、成長期の子供たちにとって非常に難しい問題で、常にアンテナを高く張る必要がありますが、各学校では、具体的にどんな方法で指導が進められていますか。それをお答え願ひたいと思ひます。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 各学校では、いじめ不登校対策委員会を設置しております。この委員会と生徒指導の指導部会、こういったものが連携していじめ不登校に対する指導計画を作成しております。高浜小学校を例にして方策の概要を申し上げますと、7月と12月に学校生活アンケート

ートや学級づくりアンケート、こういったものを実施します。その結果を踏まえて、児童一人一人の教育相談（あのねタイム）これを実施することでいじめや不登校の実態把握をしています。その事後の援助とか指導以上に、未然にこのいじめを防ぐという、そういう取り組みに重点を置いて問題を見逃さない学級づくりを進めると。また、学級生活の中で具体的な活動の場を与えて、一人一人に学級での存在感を与える。さらに、いじめ、不登校の要因や予防、早期発見や対処の仕方、こういったことなど教師の研修を深めるといようなことも行っておる。共通理解を図って同一歩調で指導している、そういった体制をつくっています。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

るる、御指導の方法やなんかをお聞かせいただきましたけれども、もう少し具体的に、いじめに関して特に再確認している事柄や、何か新しい取り組みを始めたよというようなことがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 特に新しい取り組みというのがないんですけども、いじめについての基本的な認識を学校現場に徹底させたいということを考えております。いじめは、どの子にも、どの学校においても起こり得るものという基本的認識のもと、5点について各学校現場に対して再確認をしております。

1つ目としまして、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つこと、どのような社会にあってもいじめは許されない、いじめる側が悪いというような明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせるということです。

2つ目に、いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うということ。

3つ目は、いじめは家庭教育のあり方に大きなかわり方を有しているということで、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保、こういったものが重要であるということ。

4つ目に、いじめの問題は、教師の児童・生徒間や指導のあり方が問われる問題であること。個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。

5つ目は、家庭、学校、社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たして一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

こういったいじめの解決に向けて、関係者のすべてがそれぞれの立場から責務を果たす必要があるということを確認してまいりたいと思っております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

いじめというのは、本当に昔からあるものだと、先ほど、私も最初の質問の中でお話をさせて

いただきました。今では本当に陰惨な卑劣な行為が続いているわけですがけれども、ちょっと私もテレビで見たわけですがけれども、愛知県に、こういったいじめ電話ホットラインというものが設置された。されていたのか、ちょっと定かではありませんが、名称もちょっとわからないわけですがけれども、ここに直接当市の親御さんなり子供さんなりが電話相談された場合、県と当市との連携体制はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 御質問のホットラインというのは幾つかの系統があります。ちょっと御紹介申し上げますと、愛知県教育委員会の義務教育課がいじめホットライン24というものを持っております。これは、ちょうどごろ合わせのような感じで057-007-8310という番号で悩み言おう、こういう番号になっています。それから、愛知県の総合教育センターの教育相談室という、教育スポーツ振興財団のこころの電話、愛知県警察本部のヤングテレホン、それから法務局の子どもの人権110番、こういったようなものがあります。子供たちとか家庭のほうには、こういった相談する場所があり、この番号に電話すればよいですよというような相談窓口紹介カード、こういったものを全児童・生徒に配布しまして、連携ができるようにしております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

県もそういう体制をとっている、あるいは市内にもいろいろな組織の方々に御協力をいただいて相談窓口が多く開いていただいていると、本当に感謝申し上げているところであります。

それでは、2つ目の質問の不登校対策について質問に移らせていただきます。

当然、いじめと不登校というのは密接な関係があるなというようには思っております。高浜市の不登校の現状についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 不登校の現状ということでございますが、教育委員会のほうでは、各学校のほうから月ごとに児童・生徒の欠席についての状況報告をするように指示のほうを出しております。文科省の定義をもとに、まず1点目といたしまして頭痛や腹痛、発熱などを理由に頻繁に欠席する。2点目といたしまして、学校生活になじめない、勉強したくないなどの理由で怠学を繰り返している、要は怠けで学校に出てこない。それから、3点目といたしまして、心的な理由で登校できないといった児童・生徒で、30日以上欠席した者を不登校としてカウントのほうをしております。

不登校の件数でございますが、23年度につきましては、小学校が31人、中学校が61人ということで、合計92人が該当いたしました。22年度の数字でございますが、小学校27人、中学校54人、合計81人ということで増加傾向にあります。特に中学校では、残念ながら前年度と比べ7人増加しているという状況でございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、現状をお聞かせいただいたわけですが、具体的にこの不登校対策はどのような対応をとられているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 文科省の統計によりますと、不登校に陥ったきっかけというのがある、それが学校生活に起因するもの、それから家庭生活に起因するもの、本人の問題に起因するものなど多く考えられるわけですが、先ほど申し上げました高浜市の不登校の生徒の数は非常に多いわけですが、一人一人の対応が異なって、一つのマニュアルに沿って対処していけば解決できるというものではないわけで、個々の不登校児童・生徒の状態や、不登校となった要因とか背景だとか、そういったものを的確に把握した上で、適切にかつ個々の状況に応じた対応しなければならないと。直接、児童・生徒とかかわりを持つ担任を中心としまして、その子が不登校に陥った要因や背景を把握をする。そして、状況への配慮やその子を理解し共感をるところから始める。

各学校では、定期的にいじめ不登校対策委員会という委員会だとか、それから児童・生徒の情報交換会、こういったものを行っておるわけですが、さらにそれに加えて学年会が、具体的な取り組みについて意見交換を行っています。また、不登校児童・生徒に対してより効果的な指導や支援が必要な場合や専門的な助言が必要な場合には、市の生徒指導相談員を初めとして、関係機関の方々と連携して指導に当たっています。

また、いじめなど人間関係が不登校の原因になる場合もあるわけですが、いじめや暴力を許さない学校とか学級づくり、さらには、必要に応じて警察官等の関係機関との連携を図るなど、いろんな意味でその子に応じた不登校を生み出さないというようなことも行っております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） くしくも、きょうの新聞にもいろいろ指針が出ていたようでありますので、いろんな対策をあの手この手でとることが、子供たちの個に対する対策になるかなと思っております。

中学校で特別な支援をして成果が上がっているというようなことも具体的に聞いておりますけれども、具体的にはどんな取り組みをなされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 高浜中学校ではレインボー教室、それから南中学校では「みなみ」というふうに名づけまして適応教室を開いております。その指導には、スクールヘルパーを中心に地域の方々も入って、生徒の実情に合わせて適応指導を行っています。

南中学校をちょっと例に申し上げますと、絵に興味を持っている生徒がいて、その生徒に

対して絵画指導をしてくれているというそういう地域の方もいます。現在、それぞれ合計しますと、大体7、8名の生徒がこの適応教室を利用しております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 本当に地域の方やいろんな方に、そういった形で不登校の子供たちに意欲を持たせるというんですか、学校に行きたいというような気持ちを起こさせるような取り組み、本当にありがたいなと思っておりますけれども、今言った児童・生徒に対してほっとスペースを活用していると聞いていますけれども、その利用状況はどうなっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） ほっとスペースにつきましては、今の適応教室までも行けないという、学校に行けないというようなそういう子に対してですけれども、平成15年度に全世代楽習館に相談室を開設しました。来室件数は年々増加しておるわけですけれども、当初は不登校の相談が中心でしたけれども、今では家庭に居場所のない子供だとか、そういった一時的避難場所としての役割も担っています。保護者が病的に抱え込むことから切り離すことを目的にした相談活動など、その他の理由に起因する長期欠席者の相談活動、こういったものに積極的にかかわっていくなど、相談内容がかなり広くなりつつあります。

平成24年度、本年度7月現在の時点では、中学生がほっとスペースを利用しているのが13名、それから小学生が1名、通級をしております。また、保護者の来所相談も8名で、今まで31件、それから電話相談も4名5件となっております。通級している児童・生徒は表情がだんだんと豊かになってきて、ほかの児童・生徒とのかかわりを築けるようにはなっております。中3の生徒の1人は、進学を前向きに考えて、この夏休みに専修学校を2校見学に行ったという情報も入っています。数的には顕著な改善は見られませんが、今後ともこういったものを活用しながら学校への復帰を考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

日にちは忘れましたが、私もテレビの報道で、こういう不登校の子供たちのインタビューを聞いたことがあり、まだ最近でありますけれども、無理やり学校へ出てこいとか、もうそろそろ出てこいよとか、いろいろ強制ではありませんが、それが一番嫌だと。もう出てきてもいいんじゃないのか、もう出てこられる状態だから出てきなさいと言われるのが一番つらいというようなインタビューを私は聞いたことがあります。ですから、こういうほっとスペースであるとか全世代楽習館の皆さん方の本当に地道な活動によって、自分からみずから学校へ出ていきたい、子供たちと接したいという気持ちになるような雰囲気づくりというんですか、そういうのが大事かなと思います。こういった機関を十分に生かしながら、不登校の子供たちへアドバイスなり御

助言をして、なるべく早い復帰を願いたいなど、そんなふうに思っております。

先ほどから教育長も知・徳・体ということで、本来、学校の先生というのはこの3つを教えることが本分なのかなと思っておりますけれども、こういったいじめであるとか不登校というものに携わることによって、本分である者が教育ができない。先ほど内藤議員が言われたように多忙であると。その本分である知・徳・体に自分の力を注ぎたいんだけど、余分なところに注がなければいけない現状が今あるということで、なるべく先生方の負担をなくすということは、イコール子供たちにも幸せになるのかなと思っております。大変学校の先生は遅くまで、私も高浜中学校のところをよく通りますけれども、本当に遅くまで電気がついております。いろんな多忙だということで、それで遅くまでとは限らないかと思っておりますけれども、それを含めて本当に遅くまで力をかしていただいておりますことは、本当に私どもも外から見てわかりますので、より一層、子供たちにお力をかしていただきますようお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の地域環境についての質問をさせていただきます。

みんなでまちをきれいにしよう条例についてであります。ちょっと前段でこの説明をさせていただきますと、この条例は、平成20年9月議会で、今、議長であります北川議員の提案から多くの議員の賛同のもと上程させていただきました。この背景には、ごみ問題に対するモラルが低く、地域において多くの苦情が寄せられるようになりました。そこで、地域の住民力を生かしたまちづくりを自分たちの手で進めるには、現状に合った市民と行政が協働して推し進めるための条例が必要であると議論を重ねてまいりました。議論の中には、趣旨そのものには賛成である、ほとんど大方の議員さんは、この趣旨には賛成であるということを表明されました。ただし、罰則規定を設けることが望ましくないから反対との意見もありました。平成21年4月に、賛成多数で可決をして施行となりました。

以後、3年5カ月になろうかと思っておりますけれども、いろいろな取り組みを行政や地域住民及び諸団体が推し進めてきましたが、市民の中にいま一つ浸透していない状況ではないかと思っております。そこで伺います。高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例について、再確認の意味で、どのように当局は認識しているのか、条例の意義についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） まちきれ条例の意義について、現在どのように認識をしているのかという御質問でございますが、自分たちの住むまちがきれいであってほしい、ごみのないまちにしたいというこういった思いは、全国共通でございます。そして、多くの自治体で、環境美化に対する条例が制定されております。

これを見てもみますと、ほとんどの自治体が、条例の名称はみんなでまちをきれいにしよう条例とされております。高浜市のような、みんなでまちをきれいにしよう条例という名称はほとんどございません。このことは、本市が地域内分権を推進することにより、地域の皆様が地域のことは

地域で解決しようといった機運の高まりから、環境美化を地域の課題として解決すべきものとしてとらえ、何とかしてみんなでまちをきれいにしようという強い思いから、市民主導によって条例が制定されたものだというふうに認識をいたしております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） はい、わかりました。

それでは、ここで環境美化推進員の登録や活動状況はどのようになっているか、とりわけそれをお聞かせください。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 環境美化推進員の登録状況でございますが、平成24年度現在で24団体、1,906名の御登録をいただいております。内訳といたしましては、企業が9社、環境美化等の関係団体が11、福祉関係団体が2、行政関係2となっておりまして、道路の美化活動、店舗等の周辺の美化活動を行っております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 大変多くの方、千何百人の方が活動に参加をいただいていることありますけれども、何か環境美化推進員の活動がちょっとわかりにくいということから、活動の見える化はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 環境美化推進員の方々には、毎年度活動実績について御報告をいただいております。その内容は、高浜市公式ホームページで御紹介しているところでございますが、現在の取り組みが決して十分であるとは考えてございません。このため、今年度高浜市の未来を創る市民会議、環境・憩いの分科会において検討しているところでございまして、環境美化推進員の役割など改めて周知したり、市内地図に活動の時期、活動の内容などを落とし込んで御紹介をさせていただくなど、アイデアを頂戴して検討を行っているところでございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それぞれの諸団体の活動の見える化というところでありますけれども、実際、町内会やまち協諸団体との連携状況はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 各団体等の活動状況といたしましては、道路の美化活動を実施している団体が9団体、店舗等の周辺美化活動が7団体、海岸、公園の美化活動がそれぞれ3団体ずつとなっておりまして、そのほか、稗田川の美化活動、駅周辺の美化活動、可燃ごみステーション、分別収集拠点の美化活動となっております。

環境美化推進員に御登録いただいている団体様はそれぞれ目的意識を持って自主的に活動をされていることから、本市が現在把握している限りでは、まだ連携して事業を起こして活動してい

る事例は、現在のところございません。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） もし、その諸団体の皆さん方が連携するとすれば、どのような形が考えられますかお聞かせください。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 環境美化推進員は活動目的を共通した方々の集まりであるものの、活動を通して不法投棄等のルール違反者については非常に関心が高いという御意見を伺ってございます。したがって、平成23年度から各登録団体が連携できるきっかけとなればと考えまして、市民一斉清掃、油ヶ淵浄化デーの実施に当たり、環境美化推進員の皆様に参加の呼びかけを行っておるところでございます。まちをきれいにするための主役は、行政ではなく市民の皆様であると認識していますことから、行政主導による新たな連携事業を進めるというのではなく、連携のためのきっかけづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 今、答弁の中にきっかけづくりということですが、私の考えと若干違うのかもしれない、そのきっかけづくりという考え方が。具体的には、町内会であるとか、まち協であるとか、諸団体の皆さん方がそれぞれ活動していただいている中で、何か悩み事、これは矛盾しているなというようなことを一堂に会しての意見交換会であるとか、何か資機材が少し足りないようだとか、そういう連携を持った勉強会のようなものができれば、それぞれの団体が何か気づかれるのかな、もっとこういう方法があるのかな、こんなやり方もあるのかなということに気づかれるのかなという意味の気づきかなと思うんですが、行政としてはどんなお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 御指摘のとおり、実はそういったきっかけづくりにもいろいろございますが、中でも、例えば犬・猫のふんの問題などは、各団体さんと連携できるような運びになるのではないかと想定してございます。したがって、そういった問題を想定いたしまして、情報交換会などの開催などを、今後御指摘のございましたとおり検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それでは次。

今お話があった、特に私どもは、犬・猫のふんに対する苦情を市民の皆さん方々から多くいただく現状でありますので、今、対策をどう考えられるか、現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 犬・猫のふんによる苦情等につきましては、統計等とはってごさいませんが、直接市に御相談される方がここ数年増加傾向にあるように感じております。本市といたしましては、これまで広報たかはまによる啓発、飼い主と接する機会である狂犬病予防接種時、犬の登録時にマナー向上のお願いをするとともに、苦情のある現場には啓発看板を設置するような対策を実施してまいりましたが、決め手となる対策がないのが現状で、今後さまざまな視点で対策を考えてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 具体的に有効な対策は、本当にどのようなものを考えているかちょっとお聞かせ願いたいわけですが、私の私的な考えでありますけれども、犬の飼い主自身が監視役になりまして、マナーを守っていますカードの発行をするなり、犬友クラブとっては何ですが、こういうものを設立されて、特に守っている飼い主にとってみれば非常に不愉快であることなんです。ですから、お互いに守りましょうよというような声かけをできるような、そういったあかしというんですか、印というんですか、そういうものを持つことによって、お互いにあなたも守っていますね、私も守っていますね、守らない人には、あなた守ってくださいよ、持っていないということはあなたは守っていないということですかというようなことが言えるような組織づくり、これも先ほど言ったように強制でやるといけないというようなことも言ってみえましたが、あくまでも自主的にそういう行動が起こるような仕掛けをやったらどうかと思います。そのような有効的な対策としてはどのようなことを考えているのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 有効な対策としましては、実は、試行錯誤しながら行っていくのが現状でございまして、本年度、これはあくまで試行的でございしますが、高浜小学校の通学路の犬のふんで児童が困ってみえる旨のお願い文書を対象地域の飼い主全員に送付したところ、一定の成果がございました。このことから、他の地域でも同様の対策が有効でないかと考えております。

一定の成果があった要因といたしましては、具体的に困ってみえる方、今回は児童でございしますが、場所、時期などの現状をお知らせしたことにより効果があったのではないかと考えております。いずれにしても、この問題はさまざまな対策を試しながら対応していく必要がございしますので、ただいま御指摘のございました犬友クラブのような飼い主による相互監視等につきましては、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 一つ勉強していただくとか、検討していただくとかいうほうで、ちょっと前向きに少し勉強していただければありがたいなと思っております。

ひと月ぐらい前ですか、もうちょっと前かと思えますけれど、私も犬を2匹飼っておりますの

で、その封筒に犬のふんの放置についてお願いが郵送された。それがまさに先ほど御紹介をいただいたマナー向上のための有効的な手段をとっていただいたかなと思っております。非常に、こういうことが飼い主自身のモラルの向上につながるのかなと思います。こういったささいなことでもありますけれども、大きな力になるだろうと思っておりますので、こういうことを一步一步重ねてほしいなど、そんなことを思っておりますのでよろしく申し上げます。

今のマナー向上対策として環境美化指導員の役割は大きいと思っておりますが、活動状況がわかればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 環境美化指導員が、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例施行規則の第5条第1項の規定により、市職員が行ってございまして、現在50名となっております。活動状況といたしましては、それぞれの指導員が日常業務の中で、条例に抵触する状況を見かけた際に指導を実施しているところがございますが、特に私有地の雑草の適正な管理につきましては、所属職員全員が環境美化指導員でございます市民生活グループにおきまして情報が集約されますので、所有者に対し直接、適切な管理をお願いするような活動を実施しているところがございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） もうちょっと大きな問題に、空き地の雑草管理、あるいは廃屋になった土地の雑草の管理というので、推進員であるとか指導員である皆さん方とか市民の皆さん方から、苦情のお問い合わせがあると思っておりますけれども、こういう人たちへの通知方法、勧告方法はどのような方法でなされているのかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 雑草の管理の方法でございますが、例年約60件ほどの土地の所有者の方に対しましてお願いの文書を発送してございます。しかし、その土地の所有者の方にとっては費用のかかることでございますが、現在、今のところおおむね御協力いただいているような状況でございます。なお、これも10月ごろになりますが、今度は逆に土地の所有者の方にお礼の文書を出させていただいております、これによって継続的な雑草の管理をお願いしているところがございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 私ども市政クラブも環境美化推進員になっております。月に一度、市内をごみ拾いという形で環境美化に寄与しているつもりでありますけれども、何か指導員に権限を与える必要があるかと思うんですが、どのように考えているのかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 環境美化推進員の役割といたしましては、地域の環境美化に係る報

告、普及及び啓発などに関することとなっております。

このうち、地域の環境美化に係る報告につきましては、活動報告のほか、条例の規定に違反した者に関する情報を市に提供していただくことをお願いしているところでございます。この仕組みにより、条例違反に対する監視の目を強化するねらいがございます。一方、指導勧告等を行う環境美化指導員は、条例違反者等のトラブルが想定されることから、条例制定の背景が環境美化活動を通じたコミュニティの醸成を目的としている面があることから、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例施行規則第5条第1項の規定により、市職員のうちから市長が任命することと現在となっております。つまり、条例違反者対策としては、環境美化推進員と環境美化指導員のそれぞれの活動を両輪として対応をする仕組みとなっております。さらに現在、土地所有者の草刈り指導、犬のふん害指導など、環境美化指導員である市職員が実施していることにより一定の成果がある状況から、環境美化推進員への指導権限等の移譲は、もうしばらく様子を見てから検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） なかなか私どもが指導しても、あなたにそう言う権利があるのかとか、いろいろあなたに言われる筋合いはないわとか、第三者的に敵意を見せられることがあるものですか、何か証明書があれば、私は実はこういう者ですと、ですからあなたに注意喚起をしていますよというようなことが言えればと思ってちょっと質問をさせていただいた。十分検討していただければありがたいなと思っております。

では、その他のまちきれ条例の課題について、どのようなものがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） そのほかの条例の課題についてでございますが、第6次高浜市総合計画の目標のうち、みんなでまちをきれいにしますという目標がございます。その取り組み内容といたしましては、地域、学校、事業者、関係機関と連携した環境美化活動、環境保全活動を積極的に進めることとなっております。現在、環境美化推進員に御登録されている団体を見ますと、学校関係、子供さんのかかわりが薄い状況にあります。今回、第6次高浜市総合計画の推進に向けた市民意識調査、まちづくりや市民生活の現状及び児童・生徒の意識や行動に関するアンケート報告書がまとめられております。その中で児童・生徒の自由意見を見ても、環境美化に対する意見が数多く寄せられており、子供たちの環境に対する意識の高さがうかがえる状況にあります。したがって、第6次総合計画の目標達成の観点からも、学校関係との連携が、今後の重要な課題であると考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 震災のときも片田先生がよく言われておりました。やっぱり学校の子供へ

の教育が1番肝心だと。10年たてば成人になる、10年たてば子供の親になるということで、ごみもこういった形で幼いころからごみを捨てない、捨てたら拾わなければいけないと、そういうようなことを学校教育の中で浸透させていただければごみを捨てる人もいないだろうし、あるいは逆に拾う人になってくれるだろうと思いますので、学校教育のほうもひとつお願いしたいと思います。

そういった中で、いろいろ課題が見えてきたと思いますけれども、そういった課題に対して事業展開をどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 今後の環境美化を考えた場合、先ほど申し上げました環境に対して意識の高い子供たちへのアプローチが重要になってまいります。この点は、議員と共通の認識だと思っております。

本市では、小学校4年生を対象とし、地球環境問題、分別収集などをテーマとした環境学習を実施しているところでございますが、こうした取り組みに加え、例えば、小・中学校を単位とした環境美化に対する各種実践活動の展開ができればと考えております。いずれにいたしましても、環境美化の次なるステージは子供を対象としたマナーを守る人づくりに取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

本当に私と同じ考えを持っていただいておりますので心強いかと思っておりますので、よろしく御指導のほうお願いしたいと思います。

この「まちきれ」は長期的な展望や戦略が必要と考えますが、どのような考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 環境美化の問題は、地域の環境やライフスタイルの変化によって日々変化し、行政による対応も非常に難しい状況になってきております。また、マナーの向上なくして本質的な解決はあり得ないものと考えております。

現状、環境美化に対するいろんな取り組みは行っておりますが、抜本的な対策はないというのが状況でございます。しかしながら、幸いにも本市には、地域の皆様と一緒に作り上げました環境美化のバイブル、みんなでまちをきれいにしよう条例がございます。今後も引き続き、本条例の理念の普及に努めるとともに、各議員皆様方の議員活動を通しての御意見、御提案、また環境美化推進員、まちづくり協議会、町内会といった地域の皆様方の御意見をちょうだいしつつ、一つ一つの課題を解決して環境美化活動の輪を広げてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御協力、御支援をお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

最後の質問といいますか、ちょっとお願いでありますけれども、環境美化の観点からということから、今後大きな問題になるだろうというのが、空き家問題だと思います。この問題の中には、少子・高齢化による親の家にはもう住む必要がなくなってきたとか、更地にすると固定資産税が上がるよとか、解体費用がかかるよというようなことで、本当にこういった問題をいかにこれから考えていくか、当然、防災の点、あるいは税の問題、そういうものが全部予告してかかってきますので、このまちきれ条例だとか、そういうものとはまた少しかけ離れているかと思っておりますけれども、庁内でしっかりこういうものを検討していただかないと、本当に今にも崩れそうな家があったり、あるいは放火や不審者がそこに住みついたり、あるいは雑草でびっしりになったり、あるいはここは雪は降りませんが雪でつぶれたりという本当に危険な問題がこれから起きてくると思っておりますので、こういった問題を庁舎の中、庁内の中で、それぞれ部局を超えた対策が必要だと思いますけれども、今後こういう問題に対してどういう勉強会をするとか、研究会をするとかいう方針があれば、もし、こういう方向で行きますと言うような御答弁があれば、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） ただいまの御質問でございますが、今、全国的にも結構大きな問題になってきているという認識はいたしております。入居者不在による空き家の雑草管理、こういった視点からすれば、まちきれ条例での対応も考えられると思っておりますけれども、この空き家問題というのは単なる環境美化としてとらえるのではなく、いろんな視点で見なければならぬものかなというふうに思っております。例えば、先ほど言われましたように、防災、防犯という視点もあろうかと思っております。一方で、一つの地域資源としてとらえまして、例えば新たな福祉施策、あるいは人口対策、人口増、こういった視点からも取り組まなければならない課題じゃないかなと思っております。いろんな切り口がありまして、高浜市の実態をきちんととらえて進めていかなければならないと思っております。特に、この少子・高齢化時代における今後の大きな課題になってくるものとしてとらえております。

よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

どうしてもこういった大きな問題は、庁舎を挙げて取り組んでいただければありがたいなと思っておりますので、こういった問題は条例で取り締まるという方法も検討されて、実際に条例をつくっているところもあります。こういうものも含めて、今後検討、勉強をしていただければありがたいなと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時45分。

午後 3 時36分休憩

午後 3 時44分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鷺見宗重議員。一つ、高齢者福祉について。一つ、地域医療について。以上、2問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 日本共産党高浜市議団を代表して一般質問を行います。

1つ、高齢者福祉についての質問です。

民主党野田政権が発足して1年になりますが、通常国会を延長してまで、現在風邪を引いている状態にもかかわらず、日本経済に対して肺炎をおこしてしまう消費税増税法案を成立させました。

財政赤字削減を事由に、日本の消費税に当たる付加価値税の税率引き上げを強行したポルトガルで、増税が消費を押し下げ、政府の思惑とは逆に税収が減るという事態となっています。8月23日の同国政府発表で明らかになりました。ポルトガルのコエーリョ政権は昨年11月、付加価値税の一般税率を21%から23%に引き上げ、さらに一部の軽減税率を撤廃、ホテルやレストランなどサービス分野、電力料金などエネルギー分野では、それぞれ13%、6%の軽減税率が適用されていましたが、一気に23%にはね上がりました。政府は増税実施当初、前年比で11.6%の税収増につながると説明してきましたが、7月末までの集計で税収は1.1%減となっています。

国民の生活にも消費税は重くのしかかってきます。また、消費税増税を日本国民が納得していないのは、成立後の世論調査から明らかです。共同通信が、増税法成立直後に行った調査では、反対が56.1%、賛成が42.2%で、成立前の55.2%、43.4%とほぼ変わらず、反対が依然強いことを裏づける結果（東京新聞13日付）となりました。読売の、増税法が成立したことを評価するかという質問でも、「評価しない」が49%、「する」の43%を上回っています（同日付）。NHKの世論調査でも、「大いに評価する」は6%だけで「余り評価しない」、「全く評価しない」は合わせて48%に上っています。注目されるのは、毎日の世論調査で消費税増税が暮らしに影響すると答えた人が、「大いに」47%、「ある程度」45%を合わせて92%にも達していることです。消費税の増税が国民の暮らしに深刻な影響を及ぼすことを浮き彫りにしています。

自民党と公明党は、民主党との一、二時間程度の密室談合で合意し、消費税増税を強行した責任は重大です。老後を生き生きと暮らしていけるようにと願うのは、皆さん共通の願いだと思います。

ます。憲法第25条、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとしています。しかし、消費税の増税と社会保障改悪により、この権利が奪われようとしています。この悪政に高浜市はどう立ち向かっていくのかが問われていると思います。現在でも、全国的に社会保障の国民負担分は大きく、消費税は低所得者により重い税金であることから、日常生活に大きく影響します。

こうしたもとで高浜市民の生活はいかがでしょうか。社会保障の市民の負担は、他の自治体より重いと思います。特に高浜市は、介護保険料が高いと言わざるを得ない状況です。高浜市は介護保険料や国民健康保険税が高くて住みにくいという市民の声があります。介護保険料は、自治体によって違いがありますが、高浜市は基準月額保険料5,260円、愛知県で名古屋に次ぐ2位、愛知県の平均は4,700円程度です。これらを踏まえて保険料について質問をします。

まず、高浜市独自の上乗せ横出しサービスについて、利用料の上乗せ、住宅改装費の上乗せなど評価はしますが、財源は介護保険特別会計に組み込まれていて、保険料にはね返っている状態です。何人の方が利用しているのか、まずはお示してください。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 上乗せ利用者の数におきましては、平成23年度で1,034名の御利用者になっております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） この第5期保険事業、第5期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画によれば、上乗せサービス分として3年間で9,673万円として1人当たり基準保険料のうちで326円としています。この上乗せサービス分を福祉施策で一般会計から支出すれば、減額は可能です。検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 上乗せサービスにおきましては、市の単独サービスではございません。あくまでも介護保険サービスの上乗せでございますので、要する費用におきましては、介護保険第1号被保険者で賄うことと法で定められております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 法で定められていても、やっぱり住民の願いは安い保険料ではないでしょうか。昨年の5月15日広報たかほま掲載の介護保険高齢者保健福祉アンケートの結果、現在の自分自身の介護保険料について聞いていますが、「負担であるが支払うことは可能」67.8%、「負担が苦しくて支払うことが困難」11.4%、合わせて8割近い方が第4期の保険料月額4,400円を負担に感じていると読み取れます。

市長は、このアンケート結果と第5期の保険料5,260円に引き上げたことについてどのように

感じているのかお答えください。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 介護保険料につきましては、必要と見込まれるサービス量により介護保険料が算定されるものでありまして、利用量が増加すれば、必然的に介護保険料が上昇するというようになっております。

第5期の介護保険料につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、生き生きとした老後が暮らせるようにということで、給付の見込み量等を精査して算出しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 法を破れとは言いませんけれども、福祉サービスにならないかというふうに考えます。

次に行きますけれども、上乘せサービスが、延べ人数が先ほど1,034人というふうな答弁でありました。第5期介護保険事業計画にある介護認定数が1,300人程度だと書いてありました。それを12カ月で12を掛けると、延べで1万5,600人という計算になり、その6%となります。この数字を見ると、サービス料が重く、利用を控えている方も少なくないと考えます。保険料を抑えることによって介護サービスをしっかり受けて回復できれば、介護給付が減ることにつながります。また、元気な高齢者はいろいろな活動に参加する機会がふえ、健康を維持してもらうことによって、介護給付が減ると考えます。いかがですか。こういうことでお答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 介護認定者1,034名でございますが、これは先ほど認定者とか、利用者数の数字をおっしゃられたわけでございますが、これはあくまで居宅サービスの上乗せでございます。要介護認定を取って居宅サービスを御利用なさってみえるうち、延べ人数で1,034名の方が上乘せサービスを使っておるという状況でございます。率にいたしますと、要介護2、3、4におきましては、ほぼ20%ぐらいの方々が上乘せサービスを御利用いただきまして、在宅サービスを送っていただいております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） もう一つは、介護している家族の負担を少しでも介護サービスによって軽減するためであるとするならば、上乘せサービス分を福祉施策にして一般会計から支出することが当然ではないかと考えます。しかも、65歳以上で元気で介護サービスを受けられるかどうか分からない方まで保険料を支払っていることを考えれば、保険料を抑えることが必要ではないでしょうか。お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 介護保険制度につきましては、社会保険方式をとっております。で

すので、医療保険と同じようにサービスを御利用なさる方、なさらない方も平等に保険料を納めていただくというのが社会保険方式でございますので、使っていない方とか、使ってみえる方で差を設けることではなかろうかと思えます。

それと、上乘せにおきましては、先ほど申し上げましたとおり、上乘せに要する費用は、上乘せそのものが介護保険サービスでございますので、その要する費用におきましては、1号保険者に求めることというふうで法に定められておりますので、改めて御答弁をさせていただきます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） でも、これは高浜市独自で行っていることではなかったですか、上乘せ分というのは。お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） おっしゃるとおりでございます。高浜市独自でやっておるがゆえに、第1号被保険者に負担を求めるという部分でございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 独自の部分でも、法律でそういうふうに決まっておるというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） その方法をとるというのは独自施策でございますが、サービス内容におきましては介護保険サービスの上乗せ、あくまでも介護保険制度による介護保険サービスの上乗せでございますので、それに要する費用は1号保険者ということで定められております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 組みかえという形で、社会福祉の施策としてやれば問題ないんじゃないんですか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 施策としてというふうで申し上げますと、例えば社会福祉協議会がやっておりますふれあいサービスだとか、そういったことでの組みかえができようかと思いますが、これはあくまでも介護保険のサービスの利用をたくさん使っていただくという部分ですので、一般施策にはなじまないというふうで考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 施策にならないというのは、先ほども一言あったと思うんですけども、これは施策にすればできるというふうに解釈したいと思うんですけども、どうしてかたくなに介護利用の部分だと言って、その根拠がちょっとわからないんですけども、法だけではわかりません。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 市町村が独自で国の支給限度額に上乗せをしてサービスを提供することができるというふうになっております。その独自の上乗せの部分のところを上乗せというふうで申し上げておりますので、サービスの部分を切り分けて、この部分を一般施策だとか、この部分を介護保険サービスというふうな考え方ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 考えられないということですか。そういうことですよ。

平行線をたどるので、次に行きますけれども、財政安定化基金、下げるためのもう1つの考え方として、介護保険給付準備金を取り崩す額が少ないように思えます。今回の第5期の介護保険事業計画の中では1億8,000万円、まだ幾らか残る計算があると思うんですけれども、現在、第5期が済んだ場合の残高を教えてください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 第5期の取り崩し予定額におきましては1,800万円でございます。

それで、この1,800万円を算出するに当たって、平成23年度末の基金残高8,900万円ほどをもとに3年間で、保険料換算で2カ月分の保有を見込ませていただきまして、その残額1,800万円の取り崩しを行うものでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これを1人あたりに、先ほどの上乗せサービスと同じように計算したら、残高分で幾らになりますか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 御質問でございますが、準備基金を取り崩すことによりまして保険料の影響額は幾らになるかということだと、61円でございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 厚生省もこの基金については積極的に取り崩しを検討いただきたいと言っていますけれども、準備基金、まだまだ2カ月分では多いんじゃないですか。いかがですか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 準備基金におきましては、その性格上、給付の急な伸びに対しまして、その支払いに対しまして保有するという性格でございます。国のほうにおきましても、適切な額を保有して残りを取り崩すという解釈をしておろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 不測の場合は、県の財政安定化基金から無利子で貸し付けると言っています。先で取るか、後で取るかの違いではないですか。足らなかつたら、後の方で上乗せすれば問題ないと思います。今までは、期間的には1年で保険料を改定するならば、1年のずれで済むわ

けで、今までの期間、12年間貯めてきたもの、それを返さないことこそ問題ではないですか。

上乗せ分と介護保険料5,260円から引けば、愛知県平均月額4,700円程度になります。介護保険料の引き下げをして、せめて愛知県平均程度にすることを求めます。いかがですか、お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 仮に第5期で基金を全額取り崩しまして、急な給付金の伸び等があった場合、議員おっしゃられますように、支払基金から無利子でお借りすることになります。ですが、その借金を次の期に持っていくというのはいかがなものかということで、介護保険審議会におきましても、最低限ということで2カ月分の保有を認めさせていただいた次第でございます。

それと、12年間の介護保険料の基金という部分でございますが、12年間、毎年毎年積んでおったわけではなく、ある年は取り崩しを行って保険料を必要最小限保有を行いまして、その残額につきましては取り崩しを行っておる次第でございます。よろしくをお願いします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これはずっと4期のときから同じような方向で取り崩しもすべてはやらないということを聞いています。保険料は高くても進めるという、4期も5期も同じ方向で変わらないというふうに考えます。介護保険料を抑える努力が足りないのではないかと思います。

保険料の引き下げを求めて、次の医療料と保険料の減免について質問に入ります。

介護保険サービスの充実の面ではこう進んできていますけれども、その分負担があり、休止の場合には介護のサービスを受けなくて、これまで払った保険料は無駄になってしまいます。低所得者もサービスの利用には利用料の1割を負担することになり、中には支給限度額より抑えないと生活ができないという方もみえます。

そこで、低所得者に高浜市独自の保険料と利用料の減免の拡大を考えられないか答弁を求めます。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） まず、利用料減免でございますが、これはかねがね申してございますが、国の施策の中で、例えば高額介護サービス、世帯合算で1万5,000円以上、例えばサービス御利用者の方がお二人お見えになれば、1万5,000円以上は戻ってくるとか、2万4,600円以上は戻ってくるとかそういった高額サービス、また、医療と合算した高額医療サービス、またホテルコストを軽減する特定入所サービス等のいろんな軽減措置が、既に国のほうで講じられております。ですので、独自の減免は考えてございません。

以上です。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） とりわけ、ぎりぎり生活保護を受けられない方は、1万5,000円でも大変

厳しいのではないのでしょうか。利用料と保険料の負担は大きいと考えます。そういうところに費用を充てるべきと考えます。いかがですか、答弁をお願いします。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 先ほど高額サービスだとか、一般的な軽減策を申し上げたわけですが、それ以外に社会福祉法人による負担軽減施策だとか、生活保護の境界層、例えばこの利用料でいってしまうと生活保護になってしまうというような境界層にも適用してございまして、いろんな軽減施策が国のほうで設けられておる状況でございまして。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） その具体的な例をよろしくをお願いします。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 社会福祉法人等が行っております例えば特別養護老人ホームに入所なさってみえる方々が、一定の収入以下の場合、利用1割負担分だとか、ホテルコスト入所費用だとか食事費用が25%軽減される制度が、社会福祉法人による負担軽減制度でございまして。

それと、生活保護の境界層という制度におきましては、例えば第3段階の場合の御負担ですと生活保護になってしまうが、その方が第2段階の負担ですと生活保護にならないというような場合ですと、境界層という適用をいたしまして、みなしで第2段階の負担にさせていただくというのが境界層適用の制度でございまして。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） わかりました。

高浜市独自でも考えていただきたいと私は思います。まだ、不十分な点もいろいろあると思います。

次に行きますけれども、多段階についてです。

保険料の多段階制については12段階ということで、これは評価しますが、現在の設定の仕方は、第1段階は、生活保護または老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方で基準月額5,260円に0.5を掛けたもの、第2段階は、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方で基準月額0.5を掛けたもの、12段階では、本人が住民税課税で前年の合計取得金額が700万円以上の方で基準月額で1.85を掛けたものです。

愛知県の津島市は14段階を適用して、第1段階は0.4を掛けたものとしています。14段階では所得基準1,000万円以上で2.3を基準保険料に掛けたもの。刈谷市は、第1段階は0.1、第2段階は0.35、それぞれ基準保険料に掛けたものです。

低所得者に負担を少なくし、高額取得者には応分の負担を設定するべきと考えます。例えば、新たに所得基準1,000万円以上の13段階を設けて倍率を2倍とし、第1、第2段階の倍率を0.4とするような検討をすべきだと思います。いかがですか、お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 第1段階の方におきましては、議員おっしゃられましたように、生活保護受給者と老齢福祉年金受給の非課税世帯でございますが、ほとんど老齢福祉年金受給者は年々減っていくばかりで、高浜市の例を申し上げますと、第1段階は生活保護の方だけでございます。生活保護の方ですと、介護保険料を仮にお支払いいただいても介護扶助費のほうで支払われますので、実質本人の負担はございません。

それと、今回、多段階で新第3段階という段階を設けまして、0.75から0.65というふうで率を引き下げさせていただきました。その部分で、本来0.75ですと3,945円が3,419円というふうで、率の引き下げ分として526円引き下がってございます。ですが、仮に第13段階、2,000万円以上のところをつくりますと、平均保険料上昇額が19.5%のところに対前期対比で36.6%という率になってまいります。そうした部分を踏まえまして、高額の方にそれだけの負担増というか、負担割合の増というものはいかがなものか、公平性が担保できないというふうで考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 私は1,000万円以上というふうに言ったんですけども、高額所得者ということなので、そんなに生活レベルは高いわけで、そんなに負担にならないと考える。そういうことで考えられないかなというふうに答弁を求めます。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 高額1,000万円以上の方ということでございますが、仮に1,000万円以上の方におきましても、介護保険料だけの納付ではなくて、いろんな所得税、県民税、国民健康保険税、いろんな納付も当然ながら高額になってまいろうかと思えます。そこで、一般的な上昇率が19.5%のところを仮に2.0%にしますと、36%、倍近くの上昇率になってしまうという部分を考えますと、先ほど申し上げましたとおり、公平性につきまして問題があるかと考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 高額所得者に応分の負担を求めるということで、別に伸び率がどうのという話は関係ない話ではないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 介護保険料は段階制をひかせていただいておりますと、その一定の段階のところを率で決めさせていただいておりますと、高額だからというふうになってまいりますと、定率負担というふうになるのではないかと考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） だから、高額の方に高額所得者の方に応分の負担をしていただくのが本当だということを日本共産党は言っているわけで、先ほどの答弁では、36.7%かの伸び率だという

ことであれば歓迎することではないですか。いかがですか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 段階制ということで、例えば所得の低い段階の方におきましては、基準保険料の0.5、それで所得の多い方におきましては、今回は基準保険料の1.85という率を引かせていただいております。ですので、高額の方におきましては、それなりの率を適用させていただいておるという考え方でございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に行きます。

次は、成年後見人についてです。

成年後見人制度は、高齢者の認知症や障がい者など、判断能力が不十分な場合に、本人を保護し、支援する制度と聞いています。後見人制度について、どのようなものかお答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 今、議員おっしゃられましたように、認知症だとか知的障がい、または精神障がいなどの理由で判断能力が不十分になられたような方々が、預貯金だとか財産管理、介護サービスの利用の契約等が困難な場合がございます。また、悪徳商法等の被害に遭うおそれもございます。こういった判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度でございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 23年度の決算書の中にも、市民後見人事業として23人が研修に参加され、12の方が修了されています。今後の流れとして、後見人制度をどのように進めていくのかお答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 今後の後見人制度の流れにおきましては、ますます高齢化によりましてそういった方々がふえてくるということで、後見人の市長申し立て等を含めまして、一層の推進を図っていきたいと考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） こうした流れの中で、個人の財産と尊厳をどのように守っていくのか。例えば、元気な方で元気なうちに後見人を決めておきたいと思う方もいると考えます。低所得者でも身寄りのない方は、他人の後見人を頼まなくてはなりません。現実には、市に相談したが、社団法人リーガルサポートを紹介されたそうです。司法書士の団体で、新たに出費することになって大変困っているという状態です。

刈谷市は、成年後見人制度利用支援事業として助成をしています。対象は、生活保護を受けている者、その他、成年後見人制度に係る費用を負担することが困難であると市長が認める者です。

費用の面で不安を解消する必要があると考えます。そのために成年後見人制度を利用する場合

に、費用を助成する考えはないかお答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） まず、65歳以上の方で、そういった要件で例えば申し立てがないとか、そういった要件の方におきましては、市長申し立て、申し立てはもちろん御本人さん以外がされるものですから、市長申し立ての方法によりまして後見人をつけさせていただきまして、その方の資産の能力に応じまして後見人の費用も払うことになります。

それから、65歳未満の障がい者の方におきましては、地域生活支援事業中の成年後見利用支援事業におきまして、そういった謝礼を支払う制度がございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 後見人になった方に報酬を支払わなければいけないことになるわけで、その分はどうされるんですか。お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 市長申し立ての方法によりまして申し立てをした場合、今年度の予算でもそうですが、後見人の謝礼ということで予算計上をさせていただいております。

また、生活保護の方におきましても、謝礼を支払う制度は既にごございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどの、生活保護をぎりぎり受けられない方にも費用を充ててほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） どのようなケースかという部分にもなってこようかと思いますが、その方の状況を判断させていただきまして、市長申し立て等の方法も可能かと考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 後見人について、これから恐らくいろんな形で出てくるとは思いますけれども、拡大のほうよろしく願いしまして、次に行きます。

地域医療について。

刈谷豊田総合病院高浜分院についてです。一体改革で診療介護報酬の体系的見直しを行い、人口が相対的に多い団塊の世代が75歳を超える2025年に、平均入院日数の短縮、外来患者数を現行ベースより5%減少、要介護認定者数を現行より3%減少など、目標を掲げています。今より高齢者人口が増加するにもかかわらず、方針は患者を病院から追い出し、受診制限、介護からの排除を加速させかねないものです。機械的な抑制方針を許せば、日本の社会保障の将来はめちゃくちゃになってしまいます。

刈谷豊田総合病院高浜分院の補助金は、平成24年度予算2億4,000万円、これまで補助金を払

った総額は15億円を超えます。原則として、この3年間は赤字補てんをするという、余りにも一方的な契約により、高浜市は大変な負担を強いられています。その上に、高浜分院を建てかえする場合、20億円を支払うことや救急医療として3,000万円、本院の建てかえまで補助するという契約です。

今年度の予算では2億4,000万円です。まずは、2億4,000万円の内訳をお答えください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 今年度の医療法人豊田会への財政支援でございますが、まず、その赤字補てん、運営費の補助金につきましては1億5,000万円。それから、移譲に伴います施設改修工事費に係る経費、いわゆる減価償却相当額の補助金が2,000万円。それから、高度医療の補助金が3,000万円。そして、地域医療、救急医療の振興事業の補助金が4,000万円余となっております。

○議長（北川広人） 11番、鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） 3年かかっても赤字を解消できていないということですが、要因の一つに外来患者が少ないということが挙げられます。外来患者を集められないのは、医師の体制が問題ではないかと考えますけれども、医師の体制について、過去3年間の推移と外来患者数をお答えください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） まず、医師の推移でございますけれども、民営化直後の平成21年4月には、4名の常勤医でスタートいたしておりますが、年度途中で医師の退職がありまして3名体制となりました。その後、平成22年度に入りまして、内科の常勤医がふえまして4名体制に戻り、そして平成23年2月からは、さらに内科の常勤医がふえまして5名体制となっております。そして、平成23年4月から6名体制となりましたが、外科の医師が退職をされましたことによりまして、今年度4月からは5名体制となっております。

それから、外来患者の推移でございますけれども、平成21年度が2万4,803人、平成22年度が2万5,675人、昨年度が2万6,661人と微増の状況でございます。昨年度の1日平均の外来の患者数105.0人であると、お伺いをいたしております。

○議長（北川広人） 11番、鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） 医師の体制の充実は、結局ふえていないということです。

今後の医師の体制はどのように考えているのか、医療法人豊田会の意向を聞かせてください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 医療法人豊田会は200名近い医師を有しておるわけなんですけど、その多くが大学の医局から派遣されております。したがって、大学の医局から派遣されている医師を豊田会の判断で異動させるということは、原則認められておりません。仮に、豊田会の判

断で異動させた場合は、大学側は医師が充足されていると判断をいたしまして、次年度以降、十分な医師の派遣が行われなくなってしまいます。

では、直接、大学の医局から分院に医師を派遣していただくということが考えられるんですが、残念なことに、高浜分院には大学の医局から派遣された医師を指導、監督するための指導医がおりませんので、直接、分院へ医師が派遣されるということも難しい状況になっております。そうなりますと、大学の医局に所属していないフリーの医師のみが異動の対象となるため、数も少なく、すぐに本院から分院へというわけにはいかないと伺っております。

ただ、私どもは、やはり診療科目の充実、それから医師の充実というのは分院の経営改善に直結してくることでございますので、豊田会には、今後も医師の増員につきましては強く要望をしております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどの指導医がないという話ですけれども、指導をする、資格がある医師は見えると思うんですけれども、いかがですか。お答えください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 私どもは、医療法人豊田会からは今、分院に常勤医5名おりますけれども、大学の医局から派遣された医師を指導監督する指導医というのはいらっしゃらないというように伺っております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そういうことですね。

現在、東分院には10名おるわけで、回せないのか。ちょっと、先ほど医局がどうのということですけれども、同じ豊田会の医師では豊田会の一つだと思うので、それは不思議だなというふうに思います。

地域医療が必要だからと言えば、集められると考えますけれども、地域医療の必要性は、東日本大震災の教訓で多くに知られています。地域医療の強化を求められていると思います。そのために本院の医師が分院に勤務してもらうことも含めて、医師の確保を強く求めていくことは、充実につながっていくと思います。どうお考えかお答えください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 過去、実は平成21年10月に、高浜市立病院の医師が1人急遽退職をいたしまして、常勤医が3名から2名になってしまったことがございます。そのときに、豊田会は内部の異動をかけまして、東分院から医師を1人派遣して高浜分院の常勤医の3名を維持したというような経緯がありまして、実際、豊田会の中でも医師のやり繰りというのは行っておるところでございます。

それから、地域医療の充実ということで、医師の充足というのは必要不可欠であるというのは、

私どもも同様に思い描いておりますので、医療法人豊田会には、今後とも医師の増員につきましては積極的に働きかけをさせていただきます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 医師の増員のことと重複するかと思いますけれども、診療科目についても、今は、内科、外科、整形外科、眼科なんですね。これでは不十分ではないかというふうに思います。眼科は週に3回ですけれども、その日だけは外来が多いということを聞いています。高浜市在住の方が診療に行っている直近の7月、本院の診療件数は4,200件程度だと聞いています。すべてとは言いませんけれども、高浜分院で診療できれば、赤字を減らすこともできますし、市民がわざわざ刈谷豊田総合病院まで行かなくても済むわけで、分院の診療科目についても拡充する必要があると考えますけれども、豊田会はどう考えているのか、また市長はどうお考えかお答えください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 外来の診療でございますが、民間移譲の際に、私ども高浜市といたしましては、内科、外科、整形外科及び眼科の4診療科を標榜していただきたいということを要望いたしまして、豊田会がそれにこたえる形で現在に至っております。もちろん、診療科目が充実することにこしたことはございませんけれども、新たな診療科目を標榜するには、やはり医師の確保というのが絶対条件になってまいります。

現在の高浜分院の5名の常勤医というのは、すべて内科医でございまして、整形外科及び眼科は非常勤医が対応しておる状況です。先ほど、鷺見議員おっしゃられた眼科につきましては、藤田保健衛生大学に豊田会が依頼をいたしておりまして、昨年度、週2日診察に来ていただいていたものが、今年度から1人非常勤医師がふえまして、週3日の診察に拡大したところでございます。

ただ、医師の状況を見る限りは、新たに診療科目をふやすというような状況では、今はないというように伺っておりますが、当然、私どもとしては、診療科目の増設につきましても、医師の増員とあわせて要望は行ってまいります。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 引き続き、診療科目をふやすように、医師もふやすようにお願いします。

そうしまして、救急医療についてなんですけれども、最近よく聞かれますけれども、救急車がよく高浜分院に急行すると聞いています。衣浦東部広域連合に問い合わせたところ、療養患者のうちで容態が悪化し、高浜分院から救急搬送された件数は、23年度の実績で15件ありました。本院までは10分ぐらい程度かかります。この時間が命の分かれ目ということもあります。

高浜市に地域医療の拠点となって市民の命を守る病院にすべきと考えます。安心して暮らせる高浜市にするために、救急受け入れをつくるべきと考えます。市長の考えをお答えください。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 救急医療に関して答弁させていただきますと、医療法人豊田会は、病院の機能分担を明確に打ち出しております。これは、救急医療と急性期医療につきましては、本院で集約的に行うと伺っております。これは、救急医療を担うためには、医師、看護職員、医療技術職を初めといたします多くの医療スタッフ、それからそれを受け入れるための医療機器を初めとしました施設環境、さらには救急医療というのは非常に採算ベースに乗りにくい分野でございますので、多額の運営費が必要になるからでございます。つまり、救急医療を担うためには、多くの人と物と金が必要になるということでもあります。

高浜市といたしましては、高浜市と刈谷市を合わせまして、地域を越えた広域な医療圏において、きちんとした体制のもとで効率的かつ質の高い救急医療を提供してもらうことが必要であるというように考えております。

したがいまして、医師の数、医療スタッフの数においても、それから医療機器を初めといたしました施設環境におきましても、そして運営費においても、十分とは言えない高浜分院において中途半端な救急医療を担っていただくということは現段階では考えておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（北川広人） 11番、鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） この10分というのはやっぱり命の分かれ目という点では、高浜分院に例えば夜間受け入れだとか、処置ができるようにするような考え方が必要ではないですか。お答えください。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） ここに見える議員さんの中では、たくさんの方たちが、今回、刈谷豊田総合病院本院の救命救急センターをこの4月に開設し7月に運用した設備と、その医療スタッフ、そういう体制を見られて、この救急医療というものを感じられたと思いますので、それ以上のことは申しませんが、たまたまちょっとデータがあるのは、119番通報から病院収容までの時間を都道府県で見たデータがあります。これは総務省の消防庁が発表した数字でございまして、富山県と福岡県が28.7分で最も早いというふうに言われています。

広域連合で聞いたところ、23年度で高浜署のほうで28分ということで、実は全国平均が37.4分ということから考えると、全国平均よりかなり早い時間で救急搬送はされておるといふふうに思っております。ちなみにワーストワンは東京都。東京都が54.3分かかったそうです。こういうようなデータ。

これについてはいろいろ要因がある。医療というのはそういう難しさを持っておるといふことをまず御承知いただきたいということを思っていますし、まだまだ、これは全国的なお話ですが、勤務医不足は相変わらず続いております。そういった医療を取り巻く環境は依然として厳しいも

のがあるということは、これはいろんな報道、ほかいろんな状況の中で一般的な医療関係の内容を知ってみえる方は認識される内容だというふうに私は理解をいたしておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 大変、ここら辺の地域は早いという話をされました。

私ども日本共産党としても、医師が不足しているというのは認識しております。そういう運動も行っていますので、よろしくをお願いします。

とは言っても、入院できる病院は、高浜市には高浜分院しかありません。拠点病院になってほしいというのは私だけなのでしょうか。拠点病院にするために努力を求めて、質問を終わります。

○議長（北川広人） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので簡潔にお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長（北川広人） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日から9日までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、9月7日から9日までを休会とすることに決定をいたしました。

再開は9月10日午前10時であります。本日はこれをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時47分散会
